

液化石油ガスの保安の確保及び
取引の適正化に関する法律関係
申請等の手引き

令和4（2022）年4月

栃木県産業労働観光部工業振興課

目 次

I 登録申請等の方法

1	共通事項	1
2	販売関係	
(1)	液化石油ガス販売事業登録申請	2
(2)	登録行政庁変更届	4
(3)	液化石油ガス販売所等変更届	4
(4)	液化石油ガス販売事業承継届	8
(5)	業務主任者等選任（解任）届	10
(6)	液化石油ガス販売事業廃止届	10
3	保安機関関係	
(1)	保安機関認定申請	11
(2)	保安機関認定更新申請	12
(3)	一般消費者等の数の増加認可申請	14
(4)	一般消費者等の数の減少届	15
(5)	保安業務規程認可申請	16
(6)	保安業務規程変更認可申請	16
(7)	認定行政庁変更届	17
(8)	保安機関変更届	17
(9)	保安機関承継届	19
(10)	保安業務廃止届	20
4	液化石油ガス販売事業者の認定関係	
(1)	液化石油ガス販売事業者認定申請	21
5	貯蔵施設等の許可関係	
(1)	貯蔵施設等設置許可申請	22
(2)	貯蔵施設等変更許可申請	24
(3)	貯蔵施設等変更届	25
(4)	貯蔵施設等完成検査申請	26
(5)	貯蔵施設等完成検査受検届	27
(6)	貯蔵施設等完成検査結果報告	27

6	充てん設備の許可関係	
(1)	充てん設備許可申請	28
(2)	充てん設備変更許可申請	29
(3)	充てん設備変更届	29
(4)	充てん設備完成検査申請	30
(5)	充てん設備完成検査受検届	31
(6)	充てん設備完成検査結果報告	31
(7)	充てん設備保安検査申請	31
(8)	充てん設備保安検査受検届	31
(9)	充てん設備保安検査結果報告	32
7	液化石油ガス設備工事関係	
(1)	特定液化石油ガス設備工事事業開始届	33
(2)	特定液化石油ガス設備工事事業変更届	33
(3)	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届	33
(4)	液化石油ガス設備工事届	34
8	その他	
(1)	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）申請	34
II	登録申請等の留意事項	
1	火気と火気を取り扱う施設	35
2	貯蔵能力の算出	35
3	第一種保安物件	36
4	第二種保安物件	37
5	貯蔵施設	37
6	施設距離	38
7	業務主任者の選任基準	39
8	業務主任者代理者の選任基準	39
9	貯蔵施設（特定供給設備）等設置許可基準	40
10	供給設備と特定供給設備の設置基準	40
11	法第38条の3に基づく液化石油ガス設備工事届出対象施設	41
III	申請書等の様式	42

IV 液化石油ガス設備工事届提出先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・141

V 液化石油ガス法関係申請手数料表・・・・・・・・・・・・・・・・・・145

VI 関係団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

凡例

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 | 法 |
| 2 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 | 令 |
| 3 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 | 規則 |
| 4 | 高圧ガス保安法 | 保安法 |
| 5 | 一般高圧ガス保安規則 | 一般則 |
| 6 | 液化石油ガス保安規則 | 液石則 |

この手引きは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく栃木県知事等に対する手続きについて記載したものです。

この手引きの性格上、技術上の基準等法令の詳細については、記載してありませんので、必要に応じ法令を参照してください。

なお、許可申請、届出関係の添付書類において、手引きに記載のない書類の添付が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

I 登録申請等の方法

1 共通事項

(1) 申請書等の提出先

栃木県産業労働観光部工業振興課保安担当

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号（県庁舎本館6階）

TEL 028-623-2137

FAX 028-623-3945

栃木県ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

「産業・しごと」→「商工業・企業立地」→「産業施策」→「高圧ガス／LPガス」をクリックして開くページから、申請書等のダウンロードに進んでください。

(2) 申請書等の規格

申請書等の用紙の大きさは、すべて日本産業規格A4版です。ただし、添付する図面等については任意としますが、必ずA4版の大きさに折り込んでください。

(3) 申請手数料 ※別紙液化石油ガス法関係手数料表参照（P145）

次の登録申請等（栃木県知事が行う登録申請等を除く。）には、栃木県手数料条例に定められている額の手数料が必要になります。

なお、納入方法は、栃木県収入証紙とし、申請書の正本に貼付してください（消印をしないこと。）。

① 液化石油ガス販売事業登録申請

② 液化石油ガス販売事業認定申請

③ 貯蔵施設等設置許可申請

④ 貯蔵施設等変更許可申請

⑤ 貯蔵施設等完成検査申請

⑥ 充てん設備許可申請

⑦ 充てん設備変更許可申請

⑧ 充てん設備完成検査申請

⑨ 充てん設備保安検査申請

⑩ 保安機関認定申請

⑪ 保安機関認定更新申請

⑫ 一般消費者等の数の増加認可申請

2 販売関係

(1) 液化石油ガス販売事業登録申請（法第3条第2項）

① 説明

液化石油ガスの販売事業を行おうとする者は、（二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣又は産業保安監督部へ、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事へ。）、液化石油ガス販売事業登録申請書2部（正・副各1部）を栃木県知事に提出し、登録を受けてください。

申請時期について

液石法においては、販売事業開始の〇〇日までに申請しなくてはならないという規定はありませんが、手続き期間（新規登録にかかる標準処理日数）を考慮し30日前までに申請するようにお願いします。

販売所について

通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所から、更に他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるというような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所となります。

② 提出書類・・・次のア又はイ

ア 個人の場合

- (ア) 液化石油ガス販売事業登録申請書（様式第1）
- (イ) 法第4条第1項各号の登録拒否事由に該当しないことを誓約した書面（様式第11）
- (ウ) 添付書類

イ 法人の場合

- (ア) 液化石油ガス販売事業登録申請書（様式第1）
- (イ) 法人及びその法人で業務を行う役員が法第4条第1項各号の登録拒否事由に該当しないことを代表者が誓約した書面
（株式会社の監査役は「業務を行う役員」には該当しない。）
（様式第12）
- (ウ) 定款
- (エ) 登記事項証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたもの。）
- (オ) 添付書類

③ 添付書類の内容（個人・法人共通）

- ア 液化石油ガス販売所等明細書（様式第 13）
- イ 業務主任者及び同代理者の選任予定者の免状等の写し
- ウ 販売所及び貯蔵所の案内図
（最寄駅から販売施設に至る経路を記入したもの。）
- エ 貯蔵施設に係る書類
 - (ア) 貯蔵能力が 3 t 未満のものを有する場合
 - i 法第 16 条第 1 項（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項（別様式第 1）
 - ii 位置図、配置図
（付近の状況、他の施設との位置、火気との距離関係を明記したもの。）
 - iii 立面図、側面図（配筋、隅筋の状況、開口部の位置及び面積、扉の厚さ及びアングルの取付位置等の構造及び大きさと開口部障壁との重なり具合を明示したもの。）
 - iv 平面図（iii と同じ内容のもの）
 - (イ) 貯蔵施設を有しない場合
 - i 法第 11 条ただし書き（規則第 11 条第 2 項各号）に該当することを証する書面

証する書面とは、保安法第 5 条 1 項又は同法第 16 条第 1 項の許可書の写し（委託先の許可書を含む。栃木県知事に許可を受けた場合を除く）、委託契約書の写し等をいいます。

- オ 法第 27 条第 1 項に掲げる業務を行う第 29 条第 1 項の認定を受けた者の認定通知書の写し（栃木県知事に保安機関の認定を受けた場合を除く。）及び保安業務委託契約書の写し
- カ 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の(ア)から(ウ)の書面
 - (ア) 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 14 による証明書
 - (イ) 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - i 様式第 15 による届出書
 - ii 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し

※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。

- (ウ) 販売事業者が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

- i 自ら保険料を負担しない理由
- ii 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

(2) 登録行政庁変更届（法第6条）

① 説明

法第3条第1項の登録を受けた者（以下「販売事業者」という。）は、次のアからウの一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合（法第10条第1項の規定により他の液化石油ガス販売事業者の地位を承継したことにより次のアからウの一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合を除く。）において同法第3条第1項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは遅滞なく、登録行政庁変更届書2部（正・副各1部）を従前の登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出てください。

ア 経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することになったとき。

イ 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置することとなったとき。

ウ 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することになったとき。

② 提出書類

ア 登録行政庁変更届書（様式第2）

(3) 液化石油ガス販売所等変更届（法第8条）

① 説明

販売事業者は、同法第3条第2項各号の登録事項について変更をしたときは、遅滞なく、液化石油ガス販売所等変更届書2部（正・副各1部）を栃木県知事に届け出てください。

「・・・登録事項を変更したとき」とは

法第3条第2項1号に係る事項については、氏名等の変更の他、会社等の組織変更（合名会社から合資会社、有限会社から株式会社の場合）も含まれますが、個人名義で登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には、法第3条による登録が新たに必要となります。

法第3条第2項第3号に係る事項については、その変更の内容が法第16条各号の基準に不適合になる可能性のあるものをいいます。例えば、貯蔵施設に係る同一材料での屋根のふきかえは該当しません。

なお、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した場合（配送を全量委託の場合等は、その委託先の変更も含まれます。）は届出が必要になります。

法第3条第2項第4号に係る事項については、保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには該当します。

法第3条第2項第5号に係る事項については、販売所の新設に伴う損害賠償責任保険の追加加入した場合、損害賠償責任保険の付保額を変更をした場合及び損害賠償責任保険の加入先の変更をした場合は届出が必要になります。（加入先から付保証明書が栃木県に送付される場合は除かれます。）

② 提出書類

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の変更の場合（個人から法人への変更の場合は含まれない。）

〔個人の場合〕

(ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第3）

〔法人の場合〕

(ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第3）

(イ) 登記事項証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたもの。）

イ 販売所の名称及び所在地の変更

（住居表示の変更の場合は、住居表示変更証明書を添付）

(ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第3）

(イ) 液化石油ガス販売所等明細書（様式第13）

（変更のあった部分のみ記入）

(ウ) 販売所及び貯蔵所の案内図

（最寄駅から販売施設に至る経路を記入したもの。）

(エ) その他必要な書類

ウ 販売所の新設の場合

(ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第3）

(イ) 液化石油ガス販売所等明細書（様式第13）

(ウ) 業務主任者及び同代理者の選任予定者の免状等の写し

(エ) 販売所及び貯蔵所の案内図

（最寄駅から販売施設に至る経路を記入したもの。）

(オ) 貯蔵施設に係る書類

(a) 貯蔵能力が3 t未満のものを有する場合

i 法第16条第1項（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項（別様式第1）

- ii 位置図、配置図
(付近の状況、他の施設との位置、火気との距離関係を明記したもの。)
- iii 立面図、側面図(配筋、隅筋の状況、開口部の位置及び面積扉の厚さ及びアングルの取付位置等の構造及び大きさと開口部障壁との重なり具合を明示したもの。)
- iv 平面図(iiiと同じ内容のもの)
- (b) 貯蔵施設を有しない場合
 - i 法第11条ただし書き(規則第11条第2項各号)に該当することを証する書面

証する書面とは、保安法第5条1項又は同法第16条第1項の許可書の写し(委託先の許可書を含む。栃木県知事に許可を受けた場合を除く)、委託契約書の写し等をいいます。

- (h) 法第27条第1項に掲げる業務を行う第29条第1項の認定を受けた者の認定通知書の写し(栃木県知事に保安機関の認定を受けた場合を除く。)及び保安業務委託契約書の写し
- (k) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の(a)から(c)の書面
 - (a) 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等(以下「事業団等」という。)の付保証明にあっては様式第14による証明書
 - (b) 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - i 様式第15による届出書
 - ii 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款(その他これに類するもの)並びに保険料領収書の写し
- ※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。
- (c) 販売事業者が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - i 自ら保険料を負担しない理由
 - ii 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- エ 貯蔵施設の新設又は変更の場合
(変更後の貯蔵能力が3t未満の場合に限る。)
- (ア) 液化石油ガス販売所等変更届書(様式第3)
- (イ) 液化石油ガス販売所等明細書(様式第13)
- (ウ) 販売所及び貯蔵所の案内図
(最寄駅から販売施設に至る経路を記入したもの。)
- (エ) 貯蔵施設に係る書類

- i 法第 16 条第 1 項（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項（別様式第 1）
 - ii 位置図、配置図
（付近の状況、他の施設との位置、火気との距離関係を明記したものの。）
 - iii 立面図、側面図（配筋、隅筋の状況、開口部の位置及び面積扉の厚さ及びアングルの取付位置等の構造及び大きさと開口部障壁との重なり具合を明示したものの。）
 - iv 平面図（iii と同じ内容のもの）
- (オ) 変更前後の施設等の配置図

オ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更の場合
（委託先が変更になった場合を含む。）

- (ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第 3）
- (イ) 液化石油ガス販売所等明細書（様式第 13）
- (ウ) 法第 11 条ただし書き（規則第 11 条第 2 項各号）に該当することを証する書面

証する書面とは、保安法第 5 条 1 項又は同法第 16 条第 1 項の許可書の写し（委託先の許可書を含む。栃木県知事に許可を受けた場合を除く）、委託契約書の写し等をいいます。

カ 保安業務に関する事項を変更した場合

（保安機関への委託の変更、保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地の変更、保安業務区分ごとと販売所ごとに委託先を変更した場合）

- (ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第 3）
- (イ) 液化石油ガス販売所等明細書（様式第 13）
- (ウ) 法第 27 条第 1 項に掲げる業務を行う第 29 条第 1 項の認定を受けた者の認定通知書の写し（栃木県知事に保安機関の認定を受けた場合を除く。）及び保安業務委託契約書の写し

キ 損害賠償の支払い能力の変更の場合

（新たな損害賠償保険の追加加入、付保額の変更、加入先の変更）

- (ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第 3）
- (イ) 液化石油ガス販売所等明細書（様式第 13）
- (ウ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から ii の書面
 - i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 14 による証明書
 - ii 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - ① 様式第 15 による届出書
 - ② 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し

※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。

- (エ) 販売事業者が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

- i 自ら保険料を負担しない理由
- ii 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- ク その他の変更の場合（販売所の廃止を含む）
 - (ア) 液化石油ガス販売所等変更届書（様式第3）

(4) 液化石油ガス販売事業承継届（法第10条第3項）

① 説明（県登録の場合）

相続、合併、分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）又は事業の全部譲り受けにより販売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、液化石油ガス販売事業承継届書（甲）2部（正本・副本各1部）を栃木県知事に届け出てください。

また、次の各項目に該当するとともに、栃木県知事の登録を受けた販売事業者の地位を相続又は合併等により承継した者は、遅滞なく、液化石油ガス販売事業承継届書（乙）2部（正本・副本各1部）を栃木県知事に届け出てください。

ア 経済産業大臣の登録を受けた者が、栃木県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。

イ 他の都道府県知事の登録を受けた者が、栃木県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。

ウ 登録を受けていない者が、同時に、経済産業大臣の登録を受けた者の地位及び栃木県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき、又は栃木県知事を含む2以上の都道府県知事の登録を受けた2以上の者の地位を承継したとき。

販売事業者登録の他に、保安機関の認定を受けていたり、又は、特定液化石油ガス設備工事事業開始届及び保安法による販売事業届を提出している場合は、併せて同様の手続きが必要になります。

なお、特定液化石油ガス設備工事事業開始届については、承継がありませんので、いったん廃止をし、改めて新規に開始届を届け出ることになります。

また、併せて業務主任者の選任届が必要になります。

② 提出書類

〔相続の場合・個人〕

ア 液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第4）

イ 法第4条第1項各号の登録拒否条項に該当しないことを誓約した書面（様式第11）

ウ 被相続人の戸籍（除籍）謄本（申請書提出日前3月以内に発行されたもの。）
（被相続人と相続権を有する者全員の関係が記載されているものに限る。）

エ 相続を証明する書面

(ア) 相続人が2名以上の場合

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書（様式第7）

(イ) 相続人が1名の場合

液化石油ガス販売事業者相続証明書（様式第8）

〔合併の場合・法人〕

ア 液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第4）

イ 法人及びその法人で業務を行う役員が法第4条第1項各号の登録拒否事由に該当しないことを代表者が誓約した書面
（株式会社の監査役は「業務を行う役員」には該当しない。）
（様式第12）

ウ 定款

エ 合併によりその地位を承継したことを証明する書類

登記事項証明書

（届書提出日前3月以内に発行されたものとする。）

〔全部譲り受けの場合・・・個人、法人共通〕

ア 液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第4）

イ 法第4条第1項各号の登録拒否条項に該当しないことを誓約した書面（様式第11）（個人の場合）

法人及びその法人で業務を行う役員が法第4条第1項各号の登録拒否事由に該当しないことを代表者が誓約した書面

（株式会社の監査役は「業務を行う役員」には該当しない。）

（様式第12）（法人の場合）

ウ 全部譲り受けによりその地位を承継したことを証明する書類

(ア) 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第6）

エ 定款

(5) 業務主任者等選任（解任）届（法第 19 条第 2 項、第 21 条第 2 項）

① 説明

業務主任者又は同代理者を選任（解任）したときは、販売事業者は遅滞なく業務主任者等選任（解任）届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

なお、選任と解任が同時の場合は、各届出書を別々に提出する必要はなく、同届出書 1 枚で処理できます。

② 提出書類

ア 選任の場合

(ア) 業務主任者等選解任届書（様式第 9）

(イ) 資格を有する書面

i 業務主任者の場合

・ 第二種販売主任者免状の写

ii 業務主任者の代理者の場合

・ 第二種販売主任者免状の写又は業務主任者代理者講習修了証の写

(ウ) その他必要な書類

イ 解任の場合

(ア) 業務主任者等選解任届書（様式第 9）

(6) 液化石油ガス販売事業廃止届（法第 23 条）

① 説明

販売事業を廃止したときは、販売事業者は、遅滞なく、液化石油ガス販売事業廃止届書 2 部（正本・副本各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

事業全体の廃止の場合のみ本届出に該当し、複数ある販売所の一部を廃止する場合は、液化石油ガス販売所等変更届出が必要になります（様式第 3 参照）
（注）販売事業登録の他に、保安機関の認定を受けていたり、又は、特定液化石油ガス設備工事事業開始届及び保安法による販売事業届を提出している場合は、併せて同様の手続きが必要になります。

② 提出書類

液化石油ガス販売事業廃止届書（様式第 10）

3 保安機関関係

(1) 保安機関認定申請（法第 29 条第 2 項）

① 説明

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、（二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては経済産業大臣の、一つの都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事へ。）保安機関認定申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、認定を受けて下さい。

② 提出書類

ア 個人の場合

- (ア) 保安機関認定申請書（様式第 16）
- (イ) 法第 30 条各号に関する誓約書（様式第 31）
- (ウ) 添付書類

イ 法人の場合

- (ア) 保安機関認定申請書（様式第 16）
- (イ) 役員又は構成員の構成を説明した書面（様式第 33）
- (ウ) 定款
- (エ) 登記事項証明書（申請書提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (オ) 法人及び役員の法第 30 条に関する証明書（様式第 32）
- (カ) 添付書類

ウ 添付書類

- (ア) 保安機関認定申請内訳表（様式第 38）
- (イ) 保安業務計画書（様式第 17）
- (ウ) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う場合に限り。）
- (エ) 保安業務資格者の 24 時間の配置状況を説明した書面（緊急時対応を行う場合に限り）
- (オ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から iii の書面
（保安業務を他の販売事業者から受託する場合は受託用の保険に加入する必要もありますので注意して下さい。）
 - i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 39 による証明書
 - ii 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 様式第 40 による届出書
 - ロ 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他こ

れに類するもの)並びに保険料領収書の写し
※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引
受証のみの添付でも可。

- iii 保安機関等が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 自ら保険料を負担しない理由
 - ロ 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- (h) 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面
(保安業務以外の業務を行っている場合に限る。) (様式第 34)
- (i) 従業員資格者一覧表 (様式第 35)
- (k) 保安業務資格者算定表 (様式第 36)
- (k) 保安業務用機器算定表 (様式第 37)
- (n) 事務所及び事業所の案内図

(2) 保安機関認定更新申請 (法第 32 条)

① 説明

法第 29 条第 1 項の認定を受けた者 (以下「保安機関」という。)は、その認定の更新を行おうとするときは、認定の満了する 30 日前までに保安機関認定更新申請書 2 部 (正・副各 1 部)を栃木県知事に提出し、認定の更新を受けて下さい。

② 提出書類

ア 個人の場合

- (ア) 保安機関認定更新申請書 (様式第 18)
- (イ) 法第 30 条各号に関する誓約書 (様式第 31)
- (ウ) 保安機関認定申請内訳表 (様式第 38)
- (エ) 保安業務計画書 (様式第 17)
- (オ) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面 (緊急時対応を行う場合に限る。)
- (カ) 保安業務資格者の 24 時間の配置状況を説明した書面 (緊急時対応を行う場合に限る)
- (キ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から iii の書面
(保安業務を他の販売事業者から受託する場合は受託用の保険に加入する必要もありますので注意して下さい。)
 - i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等 (以下「事業団等」という。)の付保証明にあっては様式第 39 による証明書
 - ii 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 様式第 40 による届出書

- 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し
- ※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。
- iii 保安機関等が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 自ら保険料を負担しない理由
 - 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- (ク) 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面
（保安業務以外の業務を行っている場合に限る。）（様式第 34）
- (ケ) 従業員資格者一覧表（様式第 35）
- (コ) 保安業務資格者算定表（様式第 36）
- (サ) 保安業務用機器の算定表（様式第 37）
- (シ) 事務所及び事業所の案内図

イ 法人の場合

- (ア) 保安機関認定更新申請書（様式第 18）
- (イ) 役員又は構成員の構成を説明した書面（様式第 33）
- (ウ) 定款
- (エ) 登記事項証明書（申請書提出日前 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- (オ) 法人及び役員の法第 30 条に関する証明書（様式第 32）
- (カ) 保安機関認定申請内訳表（様式第 38）
- (キ) 保安業務計画書（様式第 17）
- (ク) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う場合に限る。）
- (ケ) 保安業務資格者の 24 時間の配置状況を説明した書面（緊急時対応を行う場合に限る）
- (コ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から iii の書面
（保安業務を他の販売事業者から受託する場合は受託用の保険に加入する必要もありますので注意して下さい。）
 - i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 39 による証明書
 - ii 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 様式第 40 による届出書
 - 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し

※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。

- iii 保安機関等が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 自ら保険料を負担しない理由
 - ロ 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- (サ) 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面
(保安業務以外の業務を行っている場合に限る。) (様式第 34)
- (シ) 従業員資格者一覧表 (様式第 35)
- (ス) 保安業務資格者算定表 (様式第 36)
- (セ) 保安業務用機器の算定表 (様式第 37)
- (ソ) 事務所及び事業所の案内図
- (タ) 直近の保安機関認定 (更新) 書の写し

(3) 一般消費者等の数の増加認可申請 (法第 33 条第 1 項)

① 説明

保安機関はその保安業務に係る一般消費者等の数を、認定された数の範囲を超えて増加しようとするときは、一般消費者等の数の増加認可申請書 2 部 (正・副各 1 部) を栃木県知事に提出し、認可を受けて下さい。

認定された一般消費者等の数の範囲を超えるとは、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて当該保安業務を行おうとすることをいいます。これは、認定を受けている事業所において一般消費者等の数を単純に増加させる場合のほか、保安業務を行う事業所を新設する場合に、その事業所が行おうとする保安業務区分について、既に他の事業所で当該保安業務区分の認定を受けていた場合においても、一般消費者等の数の増加の認可が必要です。なお、事業所の新設の場合は、保安機関変更届及び保安業務規程変更認可申請も併せて必要になります。

既に認定されている保安業務区分以外の保安業務を新たに行おうとする場合は、その保安業務区分について新規の認定申請が必要ですのでご注意ください。

② 提出書類

- (ア) 一般消費者等の数の増加認可申請書 (様式第 19)
- (イ) 保安業務計画書 (様式第 17)

- (ウ) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う場合に限る。）
 - (エ) 保安業務資格者の 24 時間の配置状況を説明した書面（緊急時対応を行う場合に限る。）
 - (オ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から iii の書面
 （保安業務を他の販売事業者から受託する場合は受託用の保険に加入する必要もありますので注意して下さい。）
 - i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 39 による証明書
 - ii 事業団等の付保証明によらない場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 様式第 40 による届出書
 - ロ 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し
- ※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。
- iii 保安機関等が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 自ら保険料を負担しない理由
 - ロ 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- (カ) 従業員資格者一覧表（様式第 35）
 - (キ) 保安業務資格者算定表（様式第 36）
 - (ク) 保安業務用機器の算定表（様式第 37）
 - (ケ) 事務所及び事業所の案内図
 - (コ) 直近の保安機関認定（更新）書の写し
- (4) 一般消費者等の数の減少届（法第 33 条第 2 項）

① 説明

保安機関はその保安業務に係る一般消費者等の数を、認定された数の範囲を減少したときは、一般消費者等の数の減少届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出て下さい。

「認定された一般消費者等の数の範囲が減少した。」とは、認定を受けている事業所において一般消費者等の数を単純に減少させる場合のほか、保安業務を行う事業所を廃止する場合も、一般消費者等の数の減少の届出が必要です。
 なお、事業所の廃止の場合は、保安機関変更届及び保安業務規程変更認可申請も併せて必要になります。

② 提出書類

- (ア) 一般消費者等の数の減少届書（様式第 20）
- (イ) 保安業務計画書（様式第 17）
- (ウ) 直近の保安機関認定（更新）書の写し

(5) 保安業務規程認可申請（法第 35 条）

① 説明

保安機関は保安業務に関する規程（以下「保安業務規程」という。）を定め、保安業務規程認可申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、認可を受けてください。

② 提出書類

ア 保安業務規程認可申請書（様式第 21）

イ 保安業務規程

③ 保安業務規程で定める事項

ア 事業所の所在地

イ 各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数

ウ 保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項

エ 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項

オ 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法

カ 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法

キ 上記に掲げるもののほか、その保安業務に関し必要な事項

(6) 保安業務規程変更認可申請（法第 35 条）

① 説明

保安機関は、保安業務区分の増加又は減少、保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少、保安業務規程に規定されている保安業務の方法、連絡の方法等の変更があった場合には、保安業務規程を変更し、保安業務規程変更認可申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、変更の認可を受けてください。

② 提出書類

ア 保安業務規程変更認可申請書（様式第 22）

イ 保安業務規程

ウ 変更箇所一覧表

(7) 認定行政庁変更届（法第 35 条の 4 において準用する法第 6 条）

① 説明

保安機関は、次のアからウの一に該当して引き続き保安業務を行おうとする場合（法第 35 条の 4 において準用する法第 10 条第 1 項の規定により他の保安機関の地位を承継したことにより次のアからウの一に該当して引き続き保安業務を行おうとする場合を除く。）において法第 29 条第 1 項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けたときは、遅滞なく、認定行政庁変更届書 2 部（正・副各 1 部）を従前の認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出てください。

ア 経済産業大臣の認定を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行うことになったとき。

イ 都道府県知事の認定を受けた者が当該都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を廃止して、他の一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行うこととなったとき。

ウ 都道府県知事の認定を受けた者が二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行うことになったとき。

② 提出書類

ア 認定行政庁変更届書（様式第 23）

イ その他必要な書類

(8) 保安機関変更届（法第 35 条の 4 で準用する法第 8 条）

① 説明

保安機関は、法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の認定事項について変更をしたときは、遅滞なく、保安機関変更届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

「・・・認定事項を変更したとき」とは
法第 29 条第 2 項第 1 号に係る事項については、氏名等の変更の他、会社等の組織変更（合名会社から合資会社、株式会社から有限会社の場合）も含まれますが、個人名義で登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には、法第 29 条の認定が新たに必要となります。
法第 29 条第 2 項第 3 号に係る事項については、保安業務を行う事業所の新設については、本届出と同時に一般消費者等の数の増加認可申請も必要になり、事業所の廃止については、同時に一般消費者等の数の減少届も必要になります。

② 提出書類

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の変更の場合

〔個人の場合〕

(ア) 保安機関変更届書（様式第 24）

〔法人の場合〕

(ア) 保安機関変更届書（様式第 24）

(イ) 登記事項証明書（申請書提出日前 3 月以内に発行されたもの）

イ 保安業務を行う事業所の名称及び所在地の変更

(ア) 保安機関変更届書（様式第 24）

(イ) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う場合に限り。）

ウ 保安業務を行う事業所の新設の場合

（前記(3)の一般消費者等の数の増加認可申請も併せて行う必要があります。）

(ア) 保安機関変更届書（様式第 24）

(イ) 保安機関認定申請内訳表（様式第 38）

(ウ) 保安業務計画書（様式第 17）

(エ) 事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う場合に限り。）

(オ) 保安業務資格者の 24 時間の配置状況を説明した書面（緊急時対応を行う場合に限り）

(カ) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払い能力を証する次の i から iii の書面

（保安業務を他の販売事業者から受託する場合は受託用の保険に加入する必要もありますので注意して下さい。）

i 財団法人全国エルピーガス保安共済事業団等（以下「事業団等」という。）の付保証明にあっては様式第 39 による証明書

ii 事業団等の付保証明によらない場合は、次に掲げる書類

イ 様式第 40 による届出書

ロ 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款（その他これに類するもの）並びに保険料領収書の写し

※財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の保険加入の場合、引受証のみの添付でも可。

iii 保安機関等が保険料を負担しない場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

イ 自ら保険料を負担しない理由

ロ 第三者が保険料を負担することに伴う条件の内容

事業団以外で、事業団等に該当する者とは、保険契約上の保険会社又は当該保険会社が認める代理店であって、付保証明発行にあたり、証明事務の誤り又は契約の無効等により本来支払われるべき保険金等が支払われない場合に、本来保険金等が支払われるべき保険金等相当額を被害者に支払うことになっていることが必要です。

- (キ) 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面
(保安業務以外の業務を行っている場合に限る。) (様式第 34)
- (ク) 従業員資格者一覧表 (様式第 35)
- (ケ) 保安業務資格者算定表 (様式第 36)
- (コ) 保安業務用機器の算定表 (様式第 37)
- (ク) 事務所及び事業所の案内図

- エ 保安業務を行う事業所の廃止の場合
(前記(4)の一般消費者等の数の減少届も必要な場合があります。)
- (ア) 保安機関変更届書 (様式第 24)

(9) 保安機関承継届 (法第 35 条の 4 で準用する法第 10 条第 3 項)

① 説明

相続、合併又はその事業の全部を譲り受けたことにより保安機関の地位を承継した者は、遅滞なく、保安機関承継届書 (甲) (様式第 25) 2 部 (正本・副本各 1 部) を栃木県知事に届け出てください。

また、次の各項目に該当する場合は、栃木県知事の認定を受けた保安機関の地位を相続又は合併等により承継した者は、遅滞なく、保安機関承継届書 (乙) (様式第 26) 2 部 (正・副各 1 部) を栃木県知事に届け出てください。

ア 経済産業大臣の認定を受けた者が、栃木県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき

イ 他の都道府県知事の認定を受けた者が、栃木県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき

ウ 認定を受けていない者が、同時に、経済産業大臣の認定を受けた者の地位及び栃木県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき、又は栃木県知事を含む 2 以上の都道府県知事の認定を受けた 2 以上の者の地位を承継したとき。

② 提出書類

〔相続の場合・個人〕

ア 保安機関承継届書 (甲) (様式第 25)

イ 法第 30 条各号の欠格条項に該当しないことを誓約した書面
(様式第 31)

ウ 被相続人の戸籍 (除籍) 謄本 (申請書提出日前 3 月以内に発行されたもの。)

(被相続人と相続権を有する者全員の関係が記載されているものに限る。)

エ 相続を証明する書面

(ア) 相続人が 2 名以上の場合
保安機関相続同意証明書 (様式第 28)

(イ) 相続人が 1 名の場合
保安機関相続証明書 (様式第 29)

〔全部譲り受けの場合〕

ア 保安機関承継届書（甲）（様式第 25）

イ 法第 30 条各号の欠格条項に該当しないことを誓約した書面
（様式第 31）（個人の場合）

法人及びその法人で業務を行う役員が法第 30 条各号の欠格条項に
該当しないことを代表者が誓約した書面
（株式会社の監査役は「業務を行う役員」には該当しない。）
（様式第 32）（法人の場合）

ウ 全部譲り受けによりその地位を承継したことを証明する書類
（ア）保安機関事業譲渡証明書（様式第 27）

エ 定款

〔合併の場合・法人〕

ア 保安機関承継届書（甲）（様式第 25）

イ 法人及びその法人で業務を行う役員が法第 30 条各号の欠格条項に
該当しないことを代表者が誓約した書面
（株式会社の監査役は「業務を行う役員」には該当しない。）
（様式第 32）

ウ 定款

エ 合併によりその地位を承継したことを証明する書類
登記事項証明書（届書提出日前 3 月以内に発行されたもの）

(10) 保安業務廃止届（法第 35 条の 4 で準用する法第 23 条）

① 説明

保安機関は、保安業務を廃止したときは、遅滞なく、保安業務廃止届
書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

ア 保安業務廃止届書（様式第 30）

4 液化石油ガス販売事業者の認定関係

(1) 液化石油ガス販売事業者認定申請（法第 35 条の 6）

① 説明

液化石油ガス販売事業者の認定を受けようとする者は、液化石油ガス販売事業者認定申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

ア 液化石油ガス販売事業者認定申請書（様式 41）

③ 添付書類

ア 認定液化石油ガス販売事業者明細書（様式 42）

イ 規則第 46 条第 1 号ハに規定する保安確保機器の常時監視体制を示す書面

(ア) 勤務体制表、勤務ローテーション表

(イ) 保安機関認定書及び保安業務規程認可書の写、保安業務委託契約書の写（保安確保機器の設置を他者に委託時のみ）

ウ 規則第 46 条第 1 号ニに規定する保安確保機器の期限管理方法を示す書面

(ア) 各機器ごとの期限管理台帳又は電算打ち出し帳票

エ 規則第 46 条第 1 号ホに規定する運営管理規定

認定対象消費者割合（当該液化石油ガス販売事業者が、販売契約を締結している一般消費者等のうち、液石法施行規則第 45 条 1～3 号の機器を設置している一般消費者等の割合）が 70% 以上の場合に受けることのできる認定を「1 号認定」、認定対象消費者割合が 50% 以上の場合に受けることのできる認定を「2 号認定」といいます。

1 号認定の認定販売事業者は、業務主任者数、3 号 4 号保安業務の一部の実施間隔及び 6 号保安業務の対象範囲について、緩和措置があります。

2 号認定の認定販売事業者の緩和措置は、6 号保安業務の対象範囲についてのみです。

2 号認定を受けている販売事業者が、1 号認定を受けようとする場合、改めて液化石油ガス販売事業者認定申請を行う必要があります。

1 号認定を受けている販売事業者が 2 号認定に基準を下げようとする場合も同様です。

なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に認定を受けていた販売事業者は、平成 28 年 4 月 1 日以降、「1 号認定」の販売事業者として扱われます。

5 貯蔵施設等の許可

(1) 貯蔵施設等設置許可申請（法第 36 条）

① 説明

3,000 kg 以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）を設置しようとする液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設等設置許可申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、許可を受けてください。

申請時期について

液石法においては、貯蔵施設等設置の〇〇日までに申請しなくてはならないという規程はありませんが、手続き期間（審査にかかる標準処理日数）を考慮し 30 日前までに申請するようお願いします。

貯蔵施設等設置許可は、貯蔵施設等 1 施設ごとに必要です。なお、第三者が所有している貯蔵施設等を譲り受けた場合及び自ら保有する施設又は設備を他の用途から転用する場合も、許可を受けなければなりません。

（当該貯蔵施設等に、何の変更も加えていなければ、完成検査は不要です。）

特定供給設備とは・・・

貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯蔵能力が 3,000 kg 以上のもの、貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合にあっては、その貯蔵能力が 1,000 kg 以上のものに限り、）及び、気化装置、調整器（貯蔵設備に近接するものに限り、）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限り、）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁です。

なお、「・・・これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管、液自動切替装置及び対振自動ガス遮断器等をいいます。

② 提出書類

ア 貯蔵施設等設置許可申請書（様式第 43）

③ 添付書類

〔貯蔵施設の場合〕

ア 規則第 52 条（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項
（別様式第 2）

〔特定供給設備の場合〕

（バルク供給を除く）

ア 規則第 53 条（特定供給設備の技術上の基準）に対応する事項
（別様式第 3 - 1 又は別様式第 3 - 2）

(バルク供給に限る)

ア 規則第54条(特定供給設備の技術上の基準)に対応する事項
(別様式第3-3又は別様式第3-4)

(共通)

イ 貯蔵施設又は特定供給設備の位置を示す図面

(ア) 平面図

貯蔵施設の場合

- ・火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係を明記したもの(販売所から5km以内)

特定供給設備の場合

- ・火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係を明記したもの

ウ 貯蔵施設又は特定供給設備の構造を示す図面

(ア) 従業員雇用配置計画

(貯蔵施設の場合のみ。なお、貯蔵施設にさく、へいを設け施錠等を行い関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしてある場合を除く。)

(イ) 立面図、側面図、平面図

- ・構造・材質
- ・配筋(特に隅筋の状況)
- ・扉の外形、材質、厚み、アングル、障壁部との位置関係
- ・滞留防止措置
- ・容器の転倒・転落防止措置
- ・容器腐食防止措置
- ・さく・へいの状況(施錠の状況を含む。)
- ・警戒標の位置、色及び種類
- ・消火設備の位置及び種類
- ・屋根又はしゃへい板の種類及び構造

(ウ) 機器一覧表(別様式第5/各機器がフローシートに対応するよう記載してください。)

(エ) 機器の構造図(技術上の基準に適合していることが分かるもの。)

(オ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書

(カ) 配管系統図(フローシート)

(キ) 配管図

エ 貯蔵施設又は特定供給設備の付近の状況を示す図面

(ア) 最寄り駅等からの道順がわかるもの

(イ) 保安距離を明記すること

オ 貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあっては市町長)又は消防署長の意見書

カ その他必要な書類

(2) 貯蔵施設等変更許可申請（法第 37 条の 2）

① 説明

貯蔵施設等の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとする液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設等変更許可申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、許可を受けてください。

② 提出書類

ア 貯蔵施設等変更許可申請書（様式第 44）

③ 添付書類

〔貯蔵施設の場合〕

ア 規則第 52 条（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項
（別様式第 2）

〔特定供給設備の場合〕

（バルク供給を除く）

ア 規則第 53 条（特定供給設備の技術上の基準）に対応する事項
（別様式第 3 - 1 又は別様式第 3 - 2）

（バルク供給に限る）

ア 規則第 54 条（特定供給設備の技術上の基準）に対応する事項
（別様式第 3 - 3 又は別様式第 3 - 4）

（共通）

イ 貯蔵施設又は特定供給設備の位置を示す図面

(ア) 平面図

貯蔵施設の場合

- ・ 火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係を明記したもの（販売所から 5 km 以内）

特定供給設備の場合

- ・ 火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係を明記したもの

ウ 貯蔵施設又は特定供給設備の構造を示す図面

(ア) 従業員雇用配置計画

（貯蔵施設の場合のみ。なお、貯蔵施設にさく、へいを設け施錠等を行い関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしてある場合を除く。）

(イ) 立面図、側面図、平面図

- ・ 構造・材質
- ・ 配筋（特に隅筋）の状況
- ・ 扉の外形、材質、厚み、アングル、障壁部との位置関係
- ・ 滞留防止措置
- ・ 容器の転倒・転落防止措置
- ・ 容器腐食防止措置
- ・ さく・へいの状況（施錠の状況を含む。）

- ・ 警戒標の位置、色及び種類
- ・ 消火設備の位置及び種類
- ・ 屋根又はしゃへい板の種類及び構造
- (ウ) 機器一覧表（別様式第5 / 各機器がフローシートに対応するよう記載してください。）
- (エ) 機器の構造図（技術上の基準に適合していることが分かるもの。）
- (オ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書
- (カ) 配管系統図（フローシート）
- (キ) 配管図

エ 貯蔵施設又は特定供給設備の付近の状況を示す図面

- (ア) 最寄り駅等からの道順がわかるもの
- (イ) 保安距離を明記すること

オ 貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）又は消防署長の意見書

(3) 貯蔵施設等変更届（法第37条の2第2項）

① 説明

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の撤去その他軽微な変更をしたときは、遅滞なく、貯蔵施設等変更届書2部（正・副各1部）を栃木県知事に届け出てください。

【軽微な変更】

- ・ 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
- ・ 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設
- ・ 特定供給設備の廃止

② 提出書類

ア 貯蔵施設等変更届書（様式第45）

③ 添付書類

ア 貯蔵施設又は特定供給設備の位置を示す図面

(ア) 平面図

貯蔵施設の場合

- ・ 火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係を明記したもの（販売所から5 km以内）

特定供給設備の場合

- ・ 火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係を明記したもの

イ 貯蔵施設又は特定供給設備の構造を示す図面

(ア) 従業員雇用配置計画

(貯蔵施設の場合のみ。なお、貯蔵施設にさく、へいを設け施錠等を行い関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしてある場合を除く。)

(イ) 立面図、側面図、平面図

- ・ 構造・材質
- ・ 配筋（特に隅筋）の状況
- ・ 扉の外形、材質、厚み、アングル、障壁部との位置関係
- ・ 滞留防止措置
- ・ 容器の転倒・転落防止措置
- ・ 容器腐食防止措置
- ・ さく・へいの状況（施錠の状況を含む。）
- ・ 警戒標の位置、色及び種類
- ・ 消火設備の位置及び種類
- ・ 屋根又はしゃへい板の種類及び構造

(ウ) 機器一覧表（別様式第5 / 各機器がフローシートに対応するよう記載してください。）

(エ) 機器の構造図（技術上の基準に適合していることが分かるもの。）

(オ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書

(カ) 配管系統図（フローシート）

(キ) 配管図

ウ 貯蔵施設又は特定供給設備の付近の状況を示す図面

(ア) 最寄り駅等からの道順がわかるもの

(イ) 保安距離を明記すること

(4) 貯蔵施設等完成検査申請（法第37条の3）

① 説明

貯蔵施設等の設置の許可又は変更の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設等を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、貯蔵施設等完成検査申請書2部（正・副各1部）を栃木県知事に提出し、完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用できません。

ただし、高圧ガス協会（以下「協会」という。）又は保安法第20条第1項ただし書の指定完成検査機関（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められ、その旨を栃木県知事に届け出た場合は、この限りではありません。

② 提出書類

ア 貯蔵施設等完成検査申請書（様式第46）

③ 完成検査時の必要書類

- ア 耐圧、気密試験の実施記録（写真添付）
- イ 基礎工事等施工状況の写真
- ウ 技術上の基準に適合していることが分かる各種試験成績書等
（例 大臣認定証の写し等（保安法の手引き参照））

(5) 貯蔵施設等完成検査受検届（法第 37 条の 3 第 1 項）

① 説明

法第 37 条の 3 第 1 項ただし書きの規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたときは、貯蔵施設等完成検査受検届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

- ア 貯蔵施設等完成検査受検届書（様式第 47）

(6) 貯蔵施設等完成検査報告（法第 37 条の 3 第 2 項）

① 説明

法第 37 条の 3 第 2 項の規定により、貯蔵施設等完成検査を行った協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、貯蔵施設等完成検査結果報告書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

- ア 貯蔵施設等完成検査結果報告書（様式第 48）
- イ 完成検査の記録
（完成検査項目ごとの検査の方法及び検査結果が分かるようなもの）

6 充てん設備の許可

(1) 充てん設備許可申請（法第 37 条の 4）

① 説明

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備（以下「充てん設備」という。）ごとに充てん設備許可申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、許可を受けてください。

充てん設備とは、供給設備に液化石油ガスを充てんする機能を持つ LP ガスタンクローリー車のことです。許可は充てん設備 1 台ごとに必要です。

なお、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も、許可を受けなければなりません（当該充てん設備に、何の変更も加えていなければ、完成検査は不要です。）

② 提出書類

ア 充てん設備許可申請書（様式第 4 9）

③ 添付書類

ア 規則第 64 条（充てん設備の技術上の基準）に対応する事項（別様式第 4）

イ 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類
(ア) 機器一覧表（別様式第 5 / 配管系統図と各機器の対応が分かるよう記載してください。）

(イ) 機器の構造図（大臣認定品を除く）

(ウ) 機器の強度計算書（大臣認定品を除く）

(エ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書

(オ) 配管系統図（フローシート）

(カ) 配管図

(キ) 側面図、立面図、平面図

（車両の前後左右、設備、装置等の配置状況を明示）

ウ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面

(ア) 事業所位置図

（最寄駅から使用の本拠地に至る経路を記入したもの。）

(イ) 配置図

（充てん設備停車位置及び保安距離を明記したもの。）

(ウ) 車庫の構造図

なお、充てん設備の許可と、高圧ガス保安法第 5 条第 1 項における移動式製造設備に係る製造の許可又は同法第 1 4 条第 1 項の変更許可を、同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一方に当該書類を添付し、他方には添付を省略した書類の一覧表を添付してください。

(2) 充てん設備変更許可申請(法第 37 条の 4 第 3 項で準用する法第 37 の 2)

① 説明

充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとする充てん設備の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)は、充てん設備変更許可申請書 2 部(正・副各 1 部)を栃木県知事に提出し、許可を受けてください。

充てん設備の使用の本拠地とは、車庫をいいます。(車庫がない場合は、通常、充てん設備を置く場所をいいます。)

充てん設備の使用の本拠地の変更とは、栃木県内で車庫を移す場合が該当し、県外からの移転は新規の許可が必要になります。

なお、保安法第 5 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可を栃木県知事に受け、同法第 20 条第 1 項又は第 3 項の完成検査を受けた移動式製造設備(液石則第 2 条第 7 号の移動式製造設備に限る。)であって、かつ、法第 37 条の 4 第 1 項の許可を栃木県知事に受けている充てん設備に係る「使用の本拠地」の変更は、軽微な変更となり、充てん設備変更届が必要となります。

② 提出書類

ア 充てん設備変更許可申請書(様式第 50)

③ 添付書類(該当するものに限る)

ア 規則第 64 条(充てん設備の技術上の基準)に対応する事項
(別様式第 4)

イ 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類

(ア) 機器一覧表(別様式第 5 / 配管系統図と各機器の対応が分かるよう記載してください。)

(イ) 機器の構造図(大臣認定品を除く)

(ウ) 機器の強度計算書(大臣認定品を除く)

(エ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書

(オ) 配管系統図(フローシート)

(カ) 配管図

(キ) 側面図、立面図、平面図

(車両の前後左右、設備、装置等の配置状況を明示)

ウ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面

(ア) 事業所位置図

(最寄駅から使用の本拠地に至る経路を記入したもの。)

(イ) 配置図

(充てん設備停車位置及び保安距離を明記したもの。)

(ウ) 車庫の構造図

エ その他必要な書類

(3) 充てん設備変更届(法第 37 条の 4 第 3 項で準用する法第 37 条の 2 第 2 項)

① 説明

充てん事業者は、充てん設備の撤去その他軽微な変更をしたときは、

遅滞なく、充てん設備変更届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

【軽微な変更】

- ・ 液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）
- ・ 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（大臣認定品及び保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。）であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- ・ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
- ・ 充てん設備の廃止

② 提出書類

ア 充てん設備変更届書（様式第 51）

③ 添付書類（該当するものに限る）

ア 規則第 64 条（充てん設備の技術上の基準）に対応する事項（別様式第 4）

イ 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類

(ア) 機器一覧表（別様式第 5 / 配管系統図と各機器の対応が分かるよう記載してください。）

(イ) 機器の構造図（大臣認定品を除く）

(ウ) 機器の強度計算書（大臣認定品を除く）

(エ) 安全弁口径計算書及び噴出量計算書

(オ) 配管系統図（フローシート）

(カ) 配管図

(キ) 側面図、立面図、平面図

（車両の前後左右、設備、装置等の配置状況を明示）

ウ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面

(ア) 事業所位置図

（最寄駅から使用の本拠地に至る経路を記入したもの。）

(イ) 配置図

（充てん設備停車位置及び保安距離を明記したもの。）

(ウ) 車庫の構造図

エ その他必要な書類

(4) 充てん設備完成検査申請（法第 37 条の 4 第 4 項で準用する法第 37 の 3）

① 説明

充てん事業者は、充てん設備を設置し、若しくは使用の本拠の所在地、構造、設備若しくは装置を変更したときは、充てん設備完成検査申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければこれを使用できません。

ただし、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められ（協会又は指定完成検査機関からの報告が必要です。）、その旨を栃木県知事に届け出た場合は、この限りではありません。

② 提出書類

ア 充てん設備完成検査申請書（様式第 52）

③ 完成検査時の必要書類

- ア 特定設備検査合格証の写
- イ 大臣認定試験者試験等成績書の写
- ウ 高圧ガス製造設備試験等成績書の写
- エ 耐圧、気密試験の実施記録（写真添付）
- オ その他必要な書類

(5) 充てん設備完成検査受検届（法第 37 条の 4 第 4 項）

① 説明

法第 37 条の 4 第 4 項において準用する法第 37 条の 3 第 1 項ただし書きの規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第 37 条の 4 第 2 項の技術上の基準に適合していると認められたときは、充てん設備完成検査受検届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

ア 充てん設備完成検査受検届書（様式第 53）

(6) 充てん設備完成検査結果報告（法第 37 条の 4 第 4 項）

① 説明

法第 37 条の 4 第 4 項において準用する法第 37 条の 3 第 2 項の規定により、充てん設備の完成検査を行った協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、充てん設備完成検査結果報告書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

- ア 充てん設備完成検査結果報告書（様式第 54）
- イ 完成検査の記録
（完成検査項目ごとの検査の方法及び検査結果が分かるようなもの）

(7) 充てん設備保安検査申請（法第 37 条の 6）

① 説明

充てん事業者は、1 年に 1 回、充てん設備保安検査申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出し、保安検査を受けなければなりません。ただし、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められ、その旨を栃木県知事に届け出た場合は、この限りではありません。

② 提出書類

ア 充てん設備保安検査申請書（様式第 55）

(8) 充てん設備保安検査受検届（法第 37 条の 6 第 3 項）

① 説明

法第 37 条の 6 第 1 項ただし書きの規定により、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、法第 37 条の 4 第 2 項の技術上の基準に適合していると認められたときは、充てん設備保安検査受検届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

ア 充てん設備保安検査受検届書（様式第 56）

(9) 充てん設備保安検査結果報告（法第 37 条の 6 第 3 項）

① 説明

法第 37 条の 6 第 3 項の規定により、充てん設備の保安検査を行った協会又は指定保安検査機関が報告をしようとするときは、充てん設備保安検査結果報告書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

ア 充てん設備保安検査結果報告書（様式第 57）

イ 保安検査の記録

（保安検査項目ごとの検査の方法及び検査結果が分かるようなもの）

7 液化石油ガス設備工事関係

(1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届（法第 38 条の 10 第 1 項）

① 説明

特定液化石油ガス設備工事事業を行う者（以下「設備工事事業者」という。）は、事業所ごとに、事業開始の日から 30 日以内に特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

液化石油ガス設備工事・・・・・・・・規則第 108 条 参照

特定液化石油ガス設備工事・・・・・・・・規則第 111 条 参照

② 提出書類

- ア 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書（様式第 58）
- イ 液化石油ガス設備士免状の写

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届（法第 38 条の 10 第 2 項）

① 説明

法第 38 条の 10 第 1 項各号の事項を変更したときは、設備工事事業者は、遅滞なく、特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に届け出てください。

② 提出書類

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (ア) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書（様式 59）
- イ 事業所の名称及び所在地
 - (ア) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書（様式 59）
- ウ 配管図面等の保存の場所及び分類の方法
 - (ア) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書（様式 59）

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届（法第 38 条の 10 第 2 項）

① 説明

事業を廃止したときは、設備工事事業者は、遅滞なく、特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書 2 部（正本・副本各 1 部）を栃木県知事に届

け出てください。

② 提出書類

ア 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書（様式第 60）

(4) 液化石油ガス設備工事届（法第 38 条の 3）

① 説明

学校、病院、興行場その他多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物（規則第 86 条で定める施設）において、次の工事を行った者は、届出が必要となります。

〔届出が必要な工事〕

特定供給設備以外の供給設備（貯蔵能力が 500 キログラムを超えるものに限る。）の設置又は変更の工事であって、次の各号の一に該当する工事

- ・供給管の延長を伴う工事
- ・貯蔵能力の位置又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

② 提出書類

ア 液化石油ガス設備工事届（様式第 62）

イ その他必要な書類

※ 届出先について

栃木県では、この届出に関しては、県内各市町に委任しています。実際の事務は各消防本部で所管しています（P141、P142 に届出先一覧あり）。

その他必要な書類については、各市町にお問い合わせください。

8 その他

(1) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧申請（法第 3 条の 2 第 3 項）

① 説明

液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の申請を行おうとする者は、液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）申請書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出してください。

② 提出書類

ア 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）申請書（様式第 61）

II 登録申請等の留意事項

1 火気と火気を取り扱う施設

(1) 火気とは

一般に火のことをいいます。

例えば煙草の火・自動車のエンジンの火花（駐車場）・焚き火をいいます。
火気を取り扱う施設は、当然に火気に該当することになります。

(2) 火気を取り扱う施設とは

例えばボイラー・ストーブ等通常定置されて使用されるものをいいます。

火気及び火気を取り扱う施設と距離を確保するのは、それらが着火源になるのを防止するためであることを、念頭に判断してください。

電気設備については、次の①②③のいずれか1つでも満たさない場合は、火気として取り扱ってください。

① 直接裸火を持たないこと。

② 320℃より高温となる部分を持たないこと。

③ 接点を持つ電化製品は、ON-OFF による電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。

※ 日常使用しない接点など(保守・点検用など)は、は接点として扱わない。

2 貯蔵能力の算出

(1) 貯蔵能力とは

貯蔵設備に貯蔵することができる液化石油ガスの数量であって、次の算式により得られた数量とします。

ア 貯槽の場合

$$W = 0.9 w V$$

W：貯蔵設備の貯蔵能力（単位kg）の数値

w：貯槽又はバルク貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重
（単位kg/ℓ）の数値

V：貯蔵設備の内容積（単位ℓ）の数値

イ バルク貯槽（地盤面下に設置でかつ内容積 2,000 ℓ以上）の場合

上記アによる

ウ バルク貯槽（イ以外）の場合

$$W = 0.85 w V$$

W：貯蔵設備の貯蔵能力（単位kg）の数値

w：貯槽又はバルク貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重
（単位kg/ℓ）の数値

V：貯蔵設備の内容積（単位ℓ）の数値

エ 容器の場合

$$W = V / C$$

- W：貯蔵設備の貯蔵能力（単位kg）の数値
V：貯蔵設備の内容積（単位ℓ）の数値
C：容器保安規則第22条に規定する数値

(注) 常用の温度における液化石油ガスの比重とは、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの比重」として算出してください。
貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合は、ブタンが貯蔵されるものとして、また成分が不定の場合は比重の最大のものが貯蔵されるものとして算出してください。

(2) 貯蔵能力の合算について

ア 貯槽である場合

供給管若しくは配管又は集合装置により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力の合計値とします。

イ 容器である場合

供給管若しくは配管又は集合装置により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力の合計値とします。

3 第一種保安物件

不特定多数の者が出入する施設で、次の(1)から(8)に定めるもの

- (1) 学校教育法第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園（校庭を含む）
- (2) 医療法第1条の5第1項に定める病院（庭を含む）（・・・患者20名以上の収容施設を有するもの）
- (3) 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であって、収容定員300名以上のもの（野球場・図書館等）
- (4) 次の施設であって、収容定員20人以上のもの

ア 児童福祉法第7条の児童福祉施設（助産施設・乳児院・母子寮・保育所・児童厚生施設等）

イ 身体障害者福祉法第5条第1項の身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター・補装具製作施設等）

ウ 生活保護法第38条第1項の保護施設（救護施設・更正施設・医療保護施設等）

エ 老人福祉法第5条の3の老人福祉施設（老人デイサービスセンター・老人短期入所施設等）

オ 老人福祉法第29条第1項の有料老人ホーム

カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項の母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター・母子・父子休養ホーム等）

キ 職業能力開発促進法第15条の7第1項第5号の障害者職業能力開発校

ク 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第4項の特定民間施設

ケ 介護保険法第8条第28項の介護老人保健施設

コ 障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービス事業を行う施設、11項の障害者支援施設、27項の地域活動支援センター、28項の福祉ホーム

- (5) 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建築物
- (6) 博物館法第2条に定める博物館及び同法第29条により博物館に相当する施設として指定された施設
- (7) 1日に平均2万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
(年間の総乗降客を1日平均して2万人以上になる駅)
- (8) 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮説建築物を除く。）であって、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
(一つの建築物の一部に該当物件があれば、当該建築物全体が第一種保安物件となります。)

4 第二種保安物件

第一種保安物件以外の建築物であって、住居の用に供するもの（販売所と同一敷地内のものを除きます。）
なお、別荘、飯場の仮設宿泊所、工場の宿泊室は該当しますが、運転手の仮眠所、守衛の詰所等は含みません。

5 貯蔵施設

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、それぞれの販売所ごとに、次の条件を満たす貯蔵施設を所有又は占有しなければなりません。
 - ア 面積3㎡以上であること。
 - イ 販売所ごととは、その貯蔵施設への貯蔵量の決定及び出し入れ、その他の管理の権限がその販売所にあること。
 - ウ 販売所と同一敷地内にあること、又は敷地を異にする場合には次に掲げる要件に適合する販売所から5km以内に設置されるものであること。
 - (ア) 通常の状態において10分以内に到着できる車両を有していること。
 - (イ) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であって、規則第36条第2項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設にさく、へいを設け施設等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。
(へい、さくにはいわゆるボンベ小屋の壁を含みます。)
 - (ウ) 共同の貯蔵施設にあつては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその貯蔵施設として占有する範囲を明確に不燃材（さく、くさり等）で区分するとともに、貯蔵施設ごとに必要な器具類は専用のもを備えていること。
 - (エ) 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任が明確にされていること。

(2) 液化石油ガス販売事業者は、次のいずれかの要件を満たす場合は、貯蔵施設を有する必要はありません。

ア 当該液化石油ガス販売事業者が高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けた者（第一種製造者）であって同法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有し、又は占有している場合

イ 当該液化石油ガス販売事業者が高圧ガス保安法第16条に規定する第一種貯蔵所を所有し、又は占有している場合

ウ 充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次に掲げる者に全量委託している場合

(ア) 第一種製造者であって、高圧ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を有し、又は占有している者

(イ) 第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者

(ウ) 上記(ア)及び(イ)と資本関係にある配送業者

エ 当該液化石油ガス販売事業者が法第37条の4第1項の充てん設備により液化石油ガスの全量を販売する場合において、自らが充てん事業者となり、又は充てん事業者に委託することによりその全量を供給している場合

オ 法第3条の登録を受けた農業協同組合法第3条第1項の農業協同組合、同条第2項の農業協同組合連合会又は中小企業等協同組合法第3条の事業協同組合又は連合会が液化石油ガスの貯蔵施設を所有しており、組合員たる液化石油ガス販売事業者が常に当該組合の貯蔵施設より仕入れができる場合

カ 当該液化石油ガス販売事業者の販売所に近接して第一種製造者の所有又は占有する保安法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設がある場合であって、当該第一種製造者との間に資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができる場合

6 施設距離

(1) 第一種施設距離とは

液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設が周囲の第一種保安物件に対して有すべき距離をいい、次の表における貯蔵施設の面積 X （単位；平方メートル）に対応する距離（単位；メートル）であって11によって表されるものです。

* 第一種施設距離内にある第一種保安物件に対し障壁を設けた場合は13によって表される距離となります。

(2) 第二種施設距離とは

液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設が周囲の第二種保安物件に対して有すべき距離をいい、次の表における貯蔵施設の面積 X （単位；平方メートル）に対応する距離（単位；メートル）であって12によって表されるものです。

* 第二種施設距離内にある第二種保安物件に対し障壁を設けた場合は14によって表される距離となります。

表 1

X	$X < 8$	$8 \leq X < 25$	$8 \leq X$
1 1	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{X}$	22.5
1 2	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{X}$	15
1 3	0	$2.25\sqrt{X}$	11.25
1 4	0	$1.5\sqrt{X}$	7.5

(3) 貯蔵施設の面積の算定

ア 面積の算定は、柱、壁の中心線から行うこと。

イ 同一敷地内の貯蔵施設及び容器置場（液石則）の面積は合算すること。

7 業務主任者の選任基準

(1) 選任の形態

ア 販売所ごとに下記により業務主任者を選任してください。

一般消費者等の数	必要な業務主任者の数
1,000未満	1人
1,000以上3,000未満	2人
以降2,000を増すごとに	1人加算

(ア) 一般消費者等の数とは、供給設備により供給している場合にあっては、ガスメータ1個につき1として算定してください。

(イ) 業務主任者を2名以上選任する場合は、責任の所在を明らかにするため、販売区域等に応じて監督の範囲を明らかにしてください。

イ 次に掲げる要件に適合する場合は、3以内の販売所の業務主任者を兼任することができます。

(ア) 当該販売所が相互に60分以内に到達できる範囲にあること。
（通常において自動車等において到達可能な範囲）

(イ) 当該一般消費者等の数を合計した数が1,000未満であること。

(2) 被選任者の資格・経験

保安法第29条第1項の第二種販売主任者免状を所有し、かつ液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験

8 業務主任者代理者の選任基準

(1) 選任の形態

ア 販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者を選任してください。

- (2) 選任の資格・経験形態・・・次のア又はイ
 ア 保安法第 29 条第 1 項の第二種販売主任者免状を所有し、かつ液化石油ガスの販売の実務に 6 月以上従事した経験
 イ 代理者講習修了者であって、液化石油ガスの販売の実務に 6 月以上従事した経験を有し、かつ年齢 18 歳以上の者

9 貯蔵施設（特定供給設備）等設置許可基準

- (1) 液化石油ガス販売事業者が、特定供給設備を設置し、供給する場合のみ貯蔵施設等設置許可申請（以下「設置許可申請」という。）が必要であり、消費者が自ら受け入れ、管理する場合は、当該消費者が高圧ガス保安法対象となります。
- (2) 第三者が所有する貯蔵施設等を譲り受けた場合及び自ら保有する設備を他の用途から転用する場合も、設置許可申請が必要です。
 なお、譲り受けた貯蔵施設等に、何の変更も加えない場合は、完成検査は不要となります。
- (3) 販売事業の全部譲渡等による承継の場合は、新たに設置許可を受ける必要はありません。
- (4) 供給設備に保安法でいう製造行為に該当する気化器等を設置した場合は、保安法の適用を受けます。（高圧ガス保安法、液石法の二重適用となります。）なお、製造者は販売事業者になります。
- (5) 令第 2 条各号に該当する一般消費者等（いわゆる業務用消費者）において、貯蔵設備の貯蔵能力が 10 t 以上の場合は、高圧ガス保安法の適用を受けます。（高圧ガス保安法、液石法の二重適用となります。）

10 供給設備と特定供給設備の設置基準

(1) 貯蔵形態別貯蔵能力別の技術上の基準一覧

	貯蔵形態		貯蔵能力	技術上の基準
供給設備	以外 バルク 供給	貯槽 以外	1, 0 0 0 kg 未満	規則第 18 条第 1 号及び第 4 号から第 22 号
			1, 0 0 0 kg 以上 3, 0 0 0 kg 未満	規則第 18 条第 2 号及び第 4 号から第 22 号
		貯槽	1, 0 0 0 kg 未満	規則第 18 条第 3 号及び第 4 号から第 22 号
	バルク 供給	バルク 容器	1, 0 0 0 kg 未満	規則第 19 条第 1 号及び第 4 号から第 8 号
1, 0 0 0 kg 以上 3, 0 0 0 kg 未満			規則第 19 条第 2 号及び第 4 号から第 8 号	
バルク 貯槽		1, 0 0 0 kg 未満	規則第 19 条第 1 号及び第 4 号から第 8 号	

	貯蔵形態		貯蔵能力	技術上の基準
特定供給設備	バルク供給以外	貯槽以外	3, 0 0 0 kg 以上	規則第 54 条第 1 号及び第 3 号から第 4 号
		貯槽	1, 0 0 0 kg 以上	規則第 53 条第 2 号及び第 4 号
供給設備	バルク供給	バルク容器	3, 0 0 0 kg 以上	規則第 54 条第 1 号及び第 3 号から第 4 号
		バルク貯槽	1, 0 0 0 kg 以上	規則第 54 条第 2 号及び第 3 号から第 4 号

(2) 供給設備及び特定供給設備の設置基準

ア 保安物件との離隔距離の確保について

(ア) 第二種保安物件に対する離隔距離内の土地については、所有権、借地権等により、自社敷地内にて確保してください。

なお、距離の測定は水平距離により行います。

(イ) 保安物件に対する離隔距離については、当該物件との斜角距離も考慮し確保してください。（バルク貯槽を除きます。）

イ 容器庫の設置について

(ア) 容器庫を設置する場合は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような措置を講じてください。（換気口等の設置）

(イ) バルク容器及びバルク貯槽を、容器庫等内に設置する場合は、安全弁の作動による液化石油ガスの吹き出しの妨げにならないような措置を講じてください。

1 1 法第 38 条の 3 に基づく液化石油ガス設備工事届出対象施設(規則第 86 条)

一 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

二 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

三 貸席及び料理飲食店

四 百貨店及びマーケット

五 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅

六 病院、診療所及び助産所

七 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校

八 図書館、博物館及び美術館

九 公衆浴場

十 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

十一 神社、寺院、教会その他これらに類する施設

十二 床面積の合計が千平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

III 申請書等の様式

		頁
(販売関係)		
様式第 1	液化石油ガス販売事業登録申請書	4 5
様式第 2	登録行政庁変更届書	4 6
様式第 3	液化石油ガス販売所等変更届書	4 7
様式第 4	液化石油ガス販売事業承継届書 (甲)	4 8
様式第 5	液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)	4 9
様式第 6	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	5 0
様式第 7	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	5 1
様式第 8	液化石油ガス販売事業者相続証明書	5 2
様式第 9	業務主任者等選任 (解任) 届書	5 3
様式第 1 0	液化石油ガス販売事業廃止届書	5 4
様式第 1 1	登録拒否事由に関する誓約書	5 5
様式第 1 2	役員の登録拒否事由に関する誓約書	5 6
様式第 1 3	液化石油ガス販売所等明細書	5 7
様式第 1 4	事業団等の付保証明書	6 0
様式第 1 5	事業団等の付保証明によらない場合の届書	6 1
(保安機関関係)		
様式第 1 6	保安機関認定申請書	6 2
様式第 1 7	保安業務計画書	6 3
様式第 1 8	保安機関認定更新申請書	6 4
様式第 1 9	一般消費者等の数の増加認可申請書	6 5
様式第 2 0	一般消費者等の数の減少届書	6 6
様式第 2 1	保安業務規程認可申請書	6 7
様式第 2 2	保安業務規程変更認可申請書	6 8
様式第 2 3	認定行政庁変更届書	6 9
様式第 2 4	保安機関変更届書	7 0
様式第 2 5	保安機関承継届書 (甲)	7 1
様式第 2 6	保安機関承継届書 (乙)	7 2
様式第 2 7	保安機関事業譲渡証明書	7 3
様式第 2 8	保安機関相続同意証明書	7 4
様式第 2 9	保安機関相続証明書	7 5
様式第 3 0	保安業務廃止届書	7 6
様式第 3 1	欠格条項に関する誓約書	7 7
様式第 3 2	役員の欠格条項に関する誓約書	7 8
様式第 3 3	役員及び構成員に関する説明書	7 9
様式第 3 4	保安業務以外の業務の種類及び概要説明書	8 0
様式第 3 5	従業員資格者一覧表	8 1
様式第 3 6	保安業務資格者算定表	8 2
様式第 3 7	保安業用機器算定表	8 3
様式第 3 8	保安機関認定申請内訳表	8 4

様式第 3 9	事業団等の付保証明書	8 5
様式第 4 0	事業団等の付保証明によらない場合の届書	8 6
(液化石油ガス販売事業者の認定関係)		
様式第 4 1	液化石油ガス販売事業者認定申請書	8 7
様式第 4 2	認定液化石油ガス販売事業者明細書	8 8
(貯蔵施設等の許可関係)		
様式第 4 3	貯蔵施設等設置許可申請書	8 9
様式第 4 4	貯蔵施設等変更許可申請書	9 0
様式第 4 5	貯蔵施設等変更届書	9 1
様式第 4 6	貯蔵施設等完成検査申請書	9 2
様式第 4 7	貯蔵施設等完成検査受検届書	9 3
様式第 4 8	貯蔵施設等完成検査結果報告書	9 4
(充てん設備の許可関係)		
様式第 4 9	充てん設備許可申請書	9 5
様式第 5 0	充てん設備変更許可申請書	9 6
様式第 5 1	充てん設備変更届書	9 7
様式第 5 2	充てん設備完成検査申請書	9 8
様式第 5 3	充てん設備完成検査受検届書	9 9
様式第 5 4	充てん設備完成検査結果報告書	1 0 0
様式第 5 5	充てん設備保安検査申請書	1 0 1
様式第 5 6	充てん設備保安検査受検届書	1 0 2
様式第 5 7	充てん設備保安検査結果報告書	1 0 3
(液化石油ガス設備工事関係)		
様式第 5 8	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	1 0 4
様式第 5 9	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	1 0 5
様式第 6 0	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	1 0 6
(その他)		
様式第 6 1	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付 (閲覧) 申請書	1 0 7
様式第 6 2	液化石油ガス設備工事届書	1 0 8
(技術上の基準)		
別様式第 1	法第 16 条第 1 項 (貯蔵施設の技術上の基準) に対応する事項	1 0 9
別様式第 2	法第 3 7 条 (貯蔵施設の技術上の基準) に対応する事項	1 1 0

別様式第 3 - 1	法第 3 7 条 特定供給設備の技術上の基準 に対応する事項（バルク供給以外・貯槽以外）	1 1 1
別様式第 3 - 2	法第 3 7 条 特定供給設備の技術上の基準 に対応する事項（バルク供給以外・貯槽）	1 1 4
別様式第 3 - 3	法第 3 7 条 特定供給設備の技術上の基準 に対応する事項（バルク容器）	1 2 0
別様式第 3 - 4	法第 3 7 条 特定供給設備の技術上の基準 に対応する事項（バルク貯槽）	1 2 5
別様式第 4	法第 3 7 条の 4 第 2 項 充てん設備設の技術上の基準 に対応する事項	1 3 2
別様式第 5	機器一覧表	1 3 4

様式第 1

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

液化石油ガス販売所等明細書（様式第 1 3）のとおり

2 貯蔵施設の位置

液化石油ガス販売所等明細書（様式第 1 3）のとおり

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

液化石油ガス販売所等明細書（様式第 1 3）のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の法第 3 条第 1 項の登録の年月日及び登録番号
2. 新たな法第 3 条第 1 項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号
3. 登録行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 3

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書 (甲)

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	〒
	登録の年月日及び登録番号	
	販売所の名称及び所在地	
	貯蔵施設の位置	
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書 (乙)

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の登録の年月日及び登録番号	
承継者の登録の年月日及び登録番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 6

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第7

×整理番号	
	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

証明者 氏 名

住 所

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 8

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

証明者

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 9

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

業務主任者等選任（解任）届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

販 売 所		一 般 消 費 者 等 の 数	業 務 主 任 者 氏 名		液 化 石 油 ガ ス の 販 売 に 関 す る 経 験	選 任 解 任 の 別	選 任 解 任 の 年 月 日
名 称	所 在 地						
			業 務 主 任 者 代 理 者			選 任 解 任	
			業 務 主 任 者 代 理 者			選 任 解 任	
			業 務 主 任 者 代 理 者			選 任 解 任	
			業 務 主 任 者 代 理 者			選 任 解 任	

解任の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第19条第1項又は法第21条第1項の規程に該当することを証明（液化石油ガスの販売に関する経験にかかるものを除く。）した書面を添付すること。
- 3 ×印の項は記載しないこと。

様式第10

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業廃止届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業を廃止した年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 1 1

登録拒否事由に関する誓約書

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の登録拒否事由に該当しないことを誓約します。

年 月 日

栃木県知事 殿

申請者氏名

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 2

役員の登録拒否事由に関する誓約書

法人の役員名簿

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

上記役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 4 条の登録拒否事由に該当しないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者名

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 3

液化石油ガス販売所等明細書

(販売所ごとに作成してください)

1 販売所に関する事項

販売所の名称	
所在地	〒 ー
電話番号	

2 貯蔵施設に関する事項

(1) 貯蔵施設を所有又は占有する場合

ア 貯蔵量 3,000kg 以上の場合 法第 36 条の貯蔵施設設置許可申請中

イ 貯蔵量 3,000kg 未満の場合

貯蔵施設所在地の	〒 (販売所と同一敷地内の場合はその旨を記載してください)			
販売所から 5 km 以内の場合	販売所からの距離	Km	配備車両	有・無
	管 理 人	常駐する場合	管 理 人 氏 名	
			所 有 す る 資 格 等	
			電 話 番 号	
		常駐しない場合	さく・への設置、施錠	
	共同の貯蔵施設の場合	占有区分の明確化 (不燃材で区分) 占有器具類常備 賃借契約等による責任の明確化		

(2) 液石法第 16 条第 1 項 (貯蔵施設の基準) に対応する事項

別様式第 1 のとおり

(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない場合 (法第 11 条ただし書き適合)

ア	施行規則第 11 条第 2 項第 1 号	第一種製造者でかつ貯蔵施設を所有又は占有
イ	施行規則第 11 条第 2 項第 2 号	第一種貯蔵所を所有又は占有
ウ	施行規則第 11 条第 2 項第 3 号イ	配送等の全量委託 (委託先: 第一種製造者)
エ	施行規則第 11 条第 2 項第 3 号ロ	配送等の全量委託 (委託先: 第一種貯蔵所の所有者又は占有者)
オ	施行規則第 11 条第 2 項第 4 号	充てん設備による販売又は充てん事業者への全量委託
カ	施行規則第 11 条第 2 項第 5 号	農業協同組合等組合員等
キ	施行規則第 11 条第 2 項第 6 号	第一種製造者と近接かつ資本的結合等

3 貯蔵施設の構造

面積	m ²		最大貯蔵量	kg
壁	(1) 非障壁構造	(2) 障壁構造	扉	(1) 非障壁構造 (2) 障壁構造
第1種施設距離	必要距離	m	実際距離	m
第2種施設距離	必要距離	m	実際距離	m

4 販売事業計画

(1) 液石法第16条第2項（販売の基準）に対応する事項

(2) 販売予定地域

(3) 販売予定数量

ト/年

(4) 販売予定戸数

戸

(5) 業務主任者数

業 務	氏 名	資 格 等
業 務 主 任 者		第2種販売主任者免状（ ）実務経験 月
		第2種販売主任者免状（ ）実務経験 月
		第2種販売主任者免状（ ）実務経験 月
業務主任者代理者		

(6) 損害賠償の支払能力

ア 保険区分

(ア)日連共済 (イ)全農共済 (ウ)その他

イ 補てん額

	補てん額 (億円)	見舞金 (万円)	免責金額 (千円)
人的被害1人当たり			
人的被害1事故当たり			
物的被害1事故当たり			

(7) 従業員数

5 保安業務に関する事項

番号	(1)保安機関の名称 (2)保安機関の所在地 (3)事業所の名称 (4)事業所の所在地	保安機関 認定番号	保安業務区分毎の実施割合 (%)						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	(1) (2) (3) (4)								
	(1) (2) (3) (4)								
	(1) (2) (3) (4)								
	(1) (2) (3) (4)								
	(1) (2) (3) (4)								
	(1) (2) (3) (4)								
合計			100	100	100	100	100	100	100

様式第14

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

栃木県知事

殿

一般財団法人全国エルピーガス保安共済事業団
又は付保証明をした者
理事長又は代表者
(支部長)

液化石油ガス販売事業者の損害賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者（販売所）別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 家庭用・業務用の液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

様式第 15

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

液化石油ガス販売事業者の損害賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者（販売所）別の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 家庭用・業務用の液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

様式第16(第30条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

保安機関認定申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項の規定により同条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする保安業務区分
- 3 保安業務区分ごとの一般消費者の数
- 4 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第17

保安業務計画書

事業所の名称 _____
 事業所の所在地 _____

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	
一般消費者等の数 (うち受託分)		()	()	()	()	()	()	()	
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 製造保安責任者						人	人
調査員の数		/	/	/	/	/	/	/	
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者		/	/	/	/	/	/	/	
年間実働日数又は平均月間実働 日数		/	日/月	日/年	日/年	/	/	/	
保安業務用機器		算定された必要数			保有数				
	自記圧力計			個	個				
	マノメータ			個	個				
	ガス検知器			個	個				
	漏えい検知液			個	個				
	緊急工具類			個	個				
	一酸化炭素測定器			個	個				
	ボーリングバー			個	個				
緊急時対応を行う場合にあって はその方法及び誓約		①集中監視システム導入の有無 (戸中 戸) ②連絡受信方法 (電話 (携帯電話を除く) その他) ③出動手段 (自動車・オートバイ・その他) ④誓約 (例 1年365日24時間速やかに対応できる体制とします。)							

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 事業所ごとに記載すること。

様式第 18

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 更新を受けようとする保安業務区分

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を増加をしようとする保安業務区分
- 3 増加しようとする一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 0

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 3 条第 2 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
- 3 減少した一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 1

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

保安業務規程認可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条第 1 項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 2

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条第 1 項後段の規定により保安業務
規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 3

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

認定行政庁変更届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において準用する同法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第 2 9 条第 1 項の認定の年月日及び認定番号
- 2 新たな法第 2 9 条第 1 項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号
- 3 認定行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 4

× 整 理 番 号	
	年 月 日

保安機関変更届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において準用する同法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 5

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保安機関承継届書（甲）

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において準用する同法第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被 承 継 者 に 関 する 事 項	氏 名 又 は 名 称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
承 継 者 に 関 す る 事 項	認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 2 6

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保安機関承継届書（乙）

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において準用する同法第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定の年月日及び認定番号	
承継者の認定の年月日及び認定番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認定番号

3 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

証明者 氏 名

住 所

次のとおり保安業務について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 認定の年月日
- 3 認定番号
- 4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関相続証明書

年 月 日

栃木県知事

殿

証明者

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 認定の年月日
- 3 認定番号
- 4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 3 0

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

保安業務廃止届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 5 条の 4 において準用する同法第 2 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 保安業務を廃止した年月日
- 3 保安業務を廃止した理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 3 1

欠格事項に関する誓約書

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 0 条各号の欠格条項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

役員欠格条項に関する誓約書

法人の役員名簿

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

上記役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条の欠格条項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

法人名

代表者名

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 3 3

役員及び構成員に関する説明書

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 3 3 条で規定する構成員）について、下記に該当する者は 3 分の 1 以下であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 1 条第 3 号の規定に適合しているものであることを証明します。

記

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事業の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

年 月 日

法人名

代表者名

様式第34

保安業務以外の業務の種類及び概要説明書

保安業務以外の業務の種類		業務の概要
L P ガ ス に 関 す る 業 務	一般消費者等LPガス販売	
	工業用LPガス販売	
	LPガス製造（充てん）	
	LPガス配送	
	LPガス器具販売	
	LPガス設備工事	
	その他（ ）	
そ の 他 の 業 務		

- (備考) 1 LPガスに関する業務を実施している場合は概要欄に「○」を記入してください。
 2 その他の業務については、その業務の内容をわかりやすく記載してください。
 3 法人にあっては定款記載の業務のうち現に実施している業務を記載してください。
 4 この様式に限らず、会社案内、決算報告書等業務概要の内容が分かる資料であれば、それを添付してください。

従業員資格者一覧表

年 月 日現在

氏 名	免 状 等 の 種 類							業務主任者等の選任状況
	製造保安責任者	液化石油ガス設備士	販売主任者	業務主任者代理者	充てん作業員	保安業務員	調査員	

- (備考) 1 取得している免状等のすべてについて、該当する欄に◎印（本申請の資格）又は○（それ以外の資格）をつけてください。
- 2 液化石油ガスの販売事業者登録をしている事業所については、「業務主任者等選任状況」欄に選任状況を記入してください。

様式第36

保安業務資格者算定表
事業所名

保安業務区分	一般消費者等の数 (A)	調査員の数 (B)	充てん作業者の数 (C)	補助員の数 (D)	算定式	算定数
1 供給開始時点 検・調査					$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
2 容器交換時等 供給設備点検					$(A) \times \frac{1}{100 \times (E)} - (B) - (C)$	
3 定期供給設備 点検					$(A) \times \frac{1}{30 \times (F)} \times \frac{1}{4} - (C)$	
4 定期消費設備 調査					$(A) \times \frac{1}{25 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	
5 周知					$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
6 緊急時対応					$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
7 緊急時連絡					$(A) \leq 20,000$ の場合	
					$(A) > 20,000$ の場合	
					$(A) \times \frac{1}{20,000}$	
					$1 + (A - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	
特 例 イ					$(A) \times \frac{1}{20 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	
特 例 ロ					$(A) \times \frac{1}{40,000}$	
合 計						
必 要 人 数						

- (備考) 1 「2 容器交換時等供給設備点検」について、(E)は「月間実働日数」であり、計算の結果0未満となる場合にあっては0とします。
- 2 「3 定期供給設備点検」について、(F)は「年間実働日数」であり、補助員を伴う場合は算定式中「30」を3分の4倍することができます。
- 3 「4 定期消費設備調査」について、(F)は「年間実働日数」であり、補助員を伴う場合は算定式中「25」を3分の4倍することができます。
- 4 「特例イ」については、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」を併せて行う場合の特例であり、補助員を伴う場合は算定式中「20」を3分の4倍することができます。
- 5 「特例ロ」については、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」のうち1又は2以上の保安業務と「周知」を併せて実施する場合の「周知」の特例です。
- 6 「算定式」は、四捨五入により小数点以下第3位まで求めてください。
- 7 事業所ごとに記載してください。

様式第37

保安業務用機器算定表
事業所名

保安業務区分	保安業務用機器	算定式	算定数
1 供給開始時点検・調査	自記圧力計又はマンメータ、ガス検知器、漏洩検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	$(A) \times \frac{1}{20,000}$	(い)
2 容器交換時等供給設備点検	漏洩検知液 緊急工具類	$(A) \times \frac{1}{100 \times (E)}$	(ろ)
3 定期供給設備点検	自記圧力計又はマンメータ、ガス検知器、漏洩検知液、緊急工具類、ボーリングバー	$(A) \times \frac{1}{30 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	(は)
4 定期消費設備調査	自記圧力計又はマンメータ、ガス検知器、漏洩検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	$(A) \times \frac{1}{25 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	(こ)
6 緊急時対応	自記圧力計又はマンメータ、ガス検知器、漏洩検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	$(A) \times \frac{1}{20,000}$	(ほ)
特 例	自記圧力計又はマンメータ、ガス検知器、漏洩検知液、緊急工具類、ボーリングバー	$(A) \times \frac{1}{20 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	(へ)
	一酸化炭素測定器	$(A) \times \frac{1}{25 \times (F)} \times \frac{1}{4}$	(と)

機器名	算定式	算定数合計	必要数	保有数
自記圧力計又はマンメータ	(い) + (は) + (こ) + (ほ) + (へ)			
ガス検知器	(い) + (は) + (こ) + (ほ) + (へ)			
漏洩検知液	(い) + (ろ) + (は) + (こ) + (ほ) + (へ)			
緊急工具類	(い) + (ろ) + (は) + (こ) + (ほ) + (へ)			
一酸化炭素測定器	(い) + (こ) + (ほ) + (と)			
ボーリングバー	(い) + (は) + (こ) + (ほ) + (へ)			

- (備考) 1 「特例」については、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」を併せて行う場合の特例です。
 2 「算定数」については、四捨五入により小数点以下第3位まで求めてください。
 3 事業所ごとに記載してください。

保安機関認定申請内訳表

申請担当者所属	
電話番号	
申請担当者氏名	

事業所の名称	事業所の所在地 (電話番号)	保安業務区分	一般消費者の数
		供給開始時点検・調査	
		容器交換時供給設備点検	
		定期供給設備点検	
		定期消費設備調査	
		周知	
		緊急時対応	
		緊急時連絡	
		供給開始時点検・調査	
		容器交換時供給設備点検	
		定期供給設備点検	
		定期消費設備調査	
		周知	
		緊急時対応	
		緊急時連絡	
		供給開始時点検・調査	
		容器交換時供給設備点検	
		定期供給設備点検	
		定期消費設備調査	
		周知	
		緊急時対応	
		緊急時連絡	
		供給開始時点検・調査	
		容器交換時供給設備点検	
		定期供給設備点検	
		定期消費設備調査	
		周知	
		緊急時対応	
		緊急時連絡	

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

栃木県知事

殿

一般財団法人全国エルピーガス保安共済事業団
又は付保証明をした者
理事長又は代表者
(支部長)

液化石油ガス保安機関の損害賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第32条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者（販売所）別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 付保した保安業務、保安業務受託販売所数及び保安業務対象消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

様式第40

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

液化石油ガス保安機関の損害賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第32条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者（販売所）別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 付保した保安業務、保安業務受託販売所数及び保安業務対象消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

様式第41(第47条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

栃木県知事

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

- 1 保安確保機器の設置及び管理の方法
- 2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

別紙 様式42のとおり

- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

別紙 様式42のとおり

- 4 販売事業者登録番号
- 5 保安機関認定番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

認定液化石油ガス販売事業者明細書

1 規則第46条第1号ロ又は第2号ロに規定する保安確保機器の設置状況について

保安確保機器の種類	販売所名称				販売所名称				合計			
	設置 機器数	認定対 象消費 者数A	一般消 費者等 の数B	普及率 A/B (%)	設置 機器数	認定対 象消費 者数A	一般消 費者等 の数B	普及率 A/B (%)	設置 機器数	認定対 象消費 者数A	一般消 費者等 の数B	普及率 A/B (%)
規則第45条第1号に規定する保安確保機器												
規則第45条第2号に規定する保安確保機器												
規則第45条第4号に規定するLPガス用ガス漏れ警報機												
規則第45条第4号に規定するLPガス用継手金具付低圧ホース												
規則第45条第4号に規定する調整器												
規則第45条第4号に規定するLPガス用継手金具付高圧ホース												

2 規則第45条第3号に規定する保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	
住所	〒
電話番号	

3 添付資料

- (1) 規則第46条第1号ハに規定する保安確保機器の常時監視体制を示す書面
(勤務体制表、ローテーション表等)
- (2) 規則第46条第1号ニに規定する保安確保機器の期限管理方法を示す書面
(各機器毎の期限管理台帳、電算打ち出し帳票等)
- (3) 規則第46条第1号ホに規定する運営管理規程

様式第 4 3

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定により許可を受けた
ので、次のとおり申請します。

- 1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地
- 2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 4

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等変更許可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地
- 2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
- 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 5

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

貯 蔵 施 設 等 変 更 届 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 6

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

貯 蔵 施 設 等 完 成 検 査 申 請 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたい
ので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 7

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

貯 蔵 施 設 等 完 成 検 査 受 検 届 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 8

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等完成検査結果報告書

年 月 日

栃木県知事

殿

高圧ガス保安協会又は
指定完成機関名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

- (備考) 1 報告に係る貯蔵施設等完成検査証の写しを添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 4 9

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

充 て ん 設 備 許 可 申 請 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 0

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

充てん設備変更許可申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 3 項で準用する同法第 3 7 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 1

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充 て ん 設 備 変 更 届 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 3 項で準用する同法第 3 7 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

充 て ん 設 備 完 成 検 査 申 請 書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 4 項で準用する同法第 3 7 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備完成検査受検届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 4 項で準用する同法第 3 7 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備完成検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 4

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備完成検査結果報告書

年 月 日

栃木県知事

殿

高圧ガス保安協会又は
指定完成検査機関名

住

所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 4 項で準用する同法第 3 7 条の 3 第 2 項の規定により報告します。

- (備考) 1 報告に係る充てん設備完成検査証の写しを添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 5

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 6 第 1 項本文の検査を受けたい
ので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号
- 4 その他特記事項

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣が定めた期間内に受ける場合に
あつては、その旨を記載すること。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 7

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査結果報告書

年 月 日

栃木県知事

殿

高圧ガス保安協会又は
指定保安検査機関名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 6 第3項の規定により報告します。

- (備考) 1 報告に係る充てん設備保安検査証の写しを添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 8 条の 1 0 第 1 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法
- 4 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号

氏 名	液化石油ガス設備士免状の番号

- 5 自記圧力計の数

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 5 9

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 8 条の 1 0 第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

2 変更の内容

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 6 0

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

年 月 日

栃木県知事

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 8 条の 1 0 第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

事業開始の届出の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 6 1

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

栃木県知事

殿

請求する者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり謄本の交付（閲覧）を請求します。

1 液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称及び住所

2 登録の年月日

3 登録番号

4 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その枚数

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 1 から 3 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、2 及び 3 に掲げる事項に付いて不明の場合は、この限りではない。
3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

様

住所又は所在地

氏名又は名称及び
法人にあってはその
代表者の氏名

電 話 () -

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備 又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は 占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工 事 の 内 容	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

別様式第 1

法第 16 条第 1 項（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 14 条の貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考
第 1 号 境界線・警戒標	1 貯蔵施設の境界線を明示します。 2 貯蔵施設の外部の何れかの方向からも識別できるように警戒標を設置します。	添付資料No.
第 2 号 施設距離	貯蔵施設は、その外面から次の距離を確保します。 第 1 種施設距離 1 1 = m 第 2 種施設距離 1 2 = m	添付資料No.
第 3 号 障壁構造	厚さ 1 2 c m 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。 第 1 種施設距離 1 3 = m 第 2 種施設距離 1 4 = m	添付資料No.
第 4 号 屋根	充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付資料No.
第 5 号 滞留防止構造等	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造にします。	添付資料No.
第 6 号 消火設備	貯蔵施設には、消火設備を設けます。 消火器 B - 1 0 (A - 4) 型 本	添付資料No.

別様式第2

法第37条（貯蔵施設の技術上の基準）に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第14条の貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考
第1号 境界線・警戒標	1 貯蔵施設の境界線を明示します。 2 貯蔵施設の外部の何れかの方向からも識別できるように警戒標を設置します。	添付資料No.
第2号 施設距離	貯蔵施設は、その外面から次の距離を確保します。 第1種施設距離 $l_1 =$ m 第2種施設距離 $l_2 =$ m	添付資料No.
第3号 障壁構造	厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。 第1種施設距離 $l_3 =$ m 第2種施設距離 $l_4 =$ m	添付資料No.
第4号 屋根	充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付資料No.
第5号 滞留防止構造等	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造にします。	添付資料No.
第6号 消火設備	貯蔵施設には、消火設備を設けます。 消火器 B-10(A-4)型 本	添付資料No.

別様式第3-1

法第37条 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第53条第1号（バルク供給以外・貯槽以外）の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考
イ 保安距離	貯蔵設備はその外面から保安距離を確保します。 第1種保安物件まで_____m 第2種保安物件まで_____m <small>自社敷地内確保</small>	添付資料No.
ロ 障壁構造	厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。 第1種保安物件まで_____m 第2種保安物件まで_____m	添付資料No.
ハ 火気施設距離	貯蔵設備はその外面から火気取扱施設に対し8m以上の距離を有します。 漏えいした液化石油ガスの流動防止措置を講じます。	添付資料No.
ニ 滞留防止措置	貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講じます。	添付資料No.
ホ さく・へい	貯蔵設備には、さく、へい等を設けます。	添付資料No.
ヘ 警戒標	貯蔵設備には、警戒標を掲げます。	添付資料No.
ト 消火設備	貯蔵設備には、消火器を設置します。 消火器 B-10（A-4）型_____本（貯蔵能力1,000kgにつき1個）	添付資料No.
チ 軽量の屋根又は遮へい板	貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けます。	添付資料No.
リ 転落、転倒防止措置	充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講じます。	添付資料No.
ヌ 腐しよく防止措置	充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講じます。	添付資料No.

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第53条第3号（バルク供給以外・貯槽以外）の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考
液化石油ガスの供給中断防止設備	貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
第 8 条	第4号	供給能力 貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものとします。	添付資料No.
	第5号	バルブ・集合装置・供給管及びガス栓 バルブ・集合装置・供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しやく、割れ等の欠陥がないものとします。	添付資料No.
	第6号	バルブ・集合装置・供給管の腐しやく防止措置 バルブ・集合装置・供給管には、腐しやくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
	第7号	バルブ・集合装置・供給管の材料 バルブ・集合装置・供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものとします。	添付資料No.
	第8号	集合装置及び供給管の管 集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用します。 イ 充てん容器等又は貯槽と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。ロにおいて同じ。）の間に設置される管にあっては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものとします。 ロ 調整器とガスメーターの間に設置される管にあっては0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。 ニ 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあっては、接続された状態で1キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格したものとします。	添付資料No.
	第8号の2	集合装置又は供給管の修理 集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という）は、次に定める基準に適合するよう修理します。 イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。 ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスの漏えいしていないことを確認するための措置を講じます。 ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理が終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講じます。	添付資料No.
	第10号	漏えい試験 バルブ・集合装置・気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものとします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
第 18 条 号	第 19 号 気化装置	<p>気化装置は次の基準に適合するものとします。</p> <p>イ 気化装置は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとします。</p> <p>ロ 気化装置は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 気化装置は、直火で加熱する構造のものでないこと</p> <p>ニ 気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講じます。</p> <p>ホ 温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であって寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講じます。</p>	添付資料No.
	第 20 号 調整器	<p>調整器は次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>イ 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものとします。</p> <p>ロ 調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものとします。</p> <p>(1)調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.5 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>(2)調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、0.8 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>(1)調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2.3 KPa以上3.3 KPa以下であり、かつ、閉塞圧力は、3.5 KPa以下であることとします。</p> <p>(2)調整器（(1)に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、使用する燃焼器に適合したものとします。</p>	添付資料No.
	第 21 号 地下室等に係る 供給管への緊急 遮断装置	<p>□地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が300 kg以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けます。</p> <p>□告示で定める地下室等であり、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のパルブによって液化石油ガスの供給を停止することができます。</p>	添付資料No.

別様式第3-2

法第37条 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第53条第2号（バルク供給以外・貯槽）の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考
イ	保安距離	貯槽はその外面から保安距離を確保します。 第1種保安物件まで____m 第2種保安物件まで____m 自社敷地内確保	添付資料No.
ロ	障壁構造 又は 地盤面下埋設	厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。 第1種保安物件まで____m 第2種保安物件まで____m	添付資料No.
ハ	経済産業大臣指定地域	該当なし	
ニ	地盤面下埋設貯槽	貯槽は、次の基準により、地盤面下に埋設します。 <input type="checkbox"/> 貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講じます。 <input type="checkbox"/> (イ)貯槽周囲の乾燥砂詰め <input type="checkbox"/> (ロ)貯槽の水没 <input type="checkbox"/> (ハ)貯槽室内の強制換気 <input type="checkbox"/> 腐食防止措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。 貯槽の頂部は、30cm以上地盤面から下にあります。 貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に1m以上の間隔を保ちます。	添付資料No.
ホ	火気施設距離	貯蔵設備はその外面から火気取扱施設に対し____m以上の距離を有します。 漏えいした液化石油ガスの流動防止措置を講じます。	添付資料No.
ヘ	貯槽間距離 又は 水噴霧装置	貯槽（貯蔵能力が3,000kg以上のものに限る。以下へにおいて同じ。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては300平方メートル、液化ガスにあっては3,000kg以上のものに限る。）に対し1m又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有します。 当該貯槽に水噴霧装置を設けます。	添付資料No.
ト	さく・へい	貯蔵設備には、さく、へい等を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
チ	朱書	貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きします。	添付資料No.
リ	材料	貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用します。この場合において、告示で定める材料は使用しません。	添付資料No.
ヌ	使用上支障のある 欠陥	貯槽には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとしします。	添付資料No.
ル	腐しよく防止措置	貯槽には腐しよく防止措置を講じます。	添付資料No.
ヲ	貯槽等の基礎	貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものとしします。この場合において、貯槽の支柱（支柱がない貯槽にあっては、その底脚）は、同一の基礎に緊結します。	添付資料No.
ワ	耐圧・気密試験	貯槽は、常用の圧力の1.5倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の1.3倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上（第2種特定設備にあっては、常用の圧力の1.1倍以上）の圧力で、空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上で行う気密試験に合格するものとしします。	添付資料No.
カ	肉厚	貯槽は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものとしします。	添付資料No.
ヨ	圧力計及び安全弁	貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けます。	添付資料No.
タ	安全弁放出管	安全弁には放出管を設けます。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源のない安全な位置であって、地盤面から5mの高さ又は貯槽の頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上の高さとしします。	添付資料No.
レ	液面計	貯槽には液面計（丸形ガラス管液面計を除く）を設けます。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損防止措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
ソ	バルブの設置 (貯槽直近)	貯槽に取り付けられた受入配管(液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽の接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ)及び供給管(当該管と貯槽の接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ)には、ツの規定により設ける緊急遮断装置に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けます。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外は、閉止しておきます。	添付資料No.
ツ	緊急遮断装置	受入配管及び供給管(内容積が5,000ℓ以上の貯槽に取り付けられたものに限る。)には、当該貯槽の外側から5m以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けます。 受入配管： <input type="checkbox"/> 逆止弁 <input type="checkbox"/> 緊急遮断装置	添付資料No.
ネ	冷却用散水装置等	<input type="checkbox"/> 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とします。 <input type="checkbox"/> 当該貯槽及びその支柱にその外側から5m以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置を設けます。 <input type="checkbox"/> その他有効な冷却装置を設けます。	添付資料No.
ナ	液化石油ガス漏えい検知警報設備	貯槽から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれがある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けます。	添付資料No.
ラ	静電気除去措置	貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講じます。	添付資料No.
ム	防消火設備	<input type="checkbox"/> 貯槽(貯蔵能力3,000kg未満)には、消火設備を設けます。 消火器 B-10(A-4)型 本(3個以上) <input type="checkbox"/> 貯槽(貯蔵能力3,000kg以上)には、防消火設備を設けます。 消火器 B-10(A-4)型 本(3個以上) 防火設備： <input type="checkbox"/> 散水設備 <input type="checkbox"/> 消火栓	添付資料No.
ウ	バルブの設置 (適切な操作性)	受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ)には、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講じます。 (1)バルブの開閉方向の明示 (2)液化石油ガスの流れの方向の表示	添付資料No.

中	耐震設計構造物等	貯槽（貯蔵能力が3,000kg以上のものに限る）、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付資料No.
---	----------	--	---------

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第4号の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考
第18条	第4号 供給能力	貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものとします。	添付資料No.
	第5号 バルブ、集合装置・供給管及びガス栓	バルブ・集合装置・供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しやく、割れ等の欠陥がないものとします。	添付資料No.
	第6号 バルブ、集合装置・供給管の腐しやく防止措置	バルブ・集合装置・供給管には、腐しやくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
	第7号 バルブ、集合装置・供給管の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものとします。	添付資料No.
	第8号 集合装置及び供給管の管	<p>集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用します。</p> <p>イ 充てん容器等又は貯槽と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。ロにおいて同じ。）の間に設置される管にあつては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものとします。</p> <p>ロ 調整器とガスメーターの間に設置される管にあつては0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ニ 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあつては、接続された状態で1キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格したものとします。</p>	添付資料No.

第 18 条	第 8 号 の 2	集合装置又は供給管の修理	<p>集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という）は、次に定める基準に適合するよう修理します。</p> <p>イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。</p> <p>ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスの漏えいしていないことを確認するための措置を講じます。</p> <p>ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理が終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講じます。</p>	添付資料No.
	第 10 号	漏えい試験	バルブ・集合装置・気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものとします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考	
第 18 条	第 19 号	気化装置	<p>気化装置は次の基準に適合するものとします。</p> <p>イ 気化装置は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとします。</p> <p>ロ 気化装置は、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 気化装置は、直火で加熱する構造のものでないこと</p> <p>ニ 気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講じます。</p> <p>ホ 温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であって寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講じます。</p>	添付資料No.

第 20 号 条	調整器	<p>調整器は次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>イ 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものとします。</p> <p>ロ 調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものとします。</p> <p>(1)調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、2. 6 MP a 以上の圧力で行う耐圧試験及び1. 5 MP a 以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>(2)調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、0. 8 MP a 以上の圧力で行う耐圧試験及び0. 1 5 MP a 以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>(1)調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2. 3 K P a 以上3. 3 K P a 以下であり、かつ、閉塞圧力は、3. 5 K P a 以下であることとします。</p> <p>(2)調整器（(1)に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、使用する燃焼器に適合したものとします。</p>	添付資料No.
	地下室等に係る 21 供給管への緊急 号 遮断装置	<p>□地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が3 0 0 kg以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けます。</p> <p>□告示で定める地下室等であり、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のパルプによって液化石油ガスの供給を停止することができます。</p>	添付資料No.

別様式第 3 - 3

法第 3 7 条 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 5 4 条第 1 号 (バルク容器) の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考	
第 19 条 第 2 号	ハ	軽量な屋根 又は 遮へい板	バルク容器には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。	添付資料No.
	ニ	消火設備	バルク容器には、消火器を設置します。 消火器 B-10 (A-4) 型 _____ 本	添付資料No.
	イ	第19条第1号 液取入れバルブ	告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入バルブを設けます。	添付資料No.
		ロ		
	ハ	液取出バルブ	□告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出バルブを設けます。 □当該液取出バルブを供給管若しくは配管又は集合装置に接続しません。	添付資料No.
	ニ	均圧バルブ	告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けます。	添付資料No.
	ホ	液面計	告示で定めるところにより、液面計 (ガラス管液面計を除く。) を設けます。	添付資料No.
	ヘ	過充てん防止装置	告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けます。	添付資料No.
	ト	ふた付きプロテクター	上記イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護します。 □液面計 (ガラス管液面計を除く。)、過充てん防止装置は液化石油ガスの漏えいのおそれがありません。	添付資料No.
	チ	朱書	バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書きします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考		
第 19 条 第 2 号	ホ	第19条第1号	<p>バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に緊急連絡先を表示します。</p> <p><input type="checkbox"/>当該バルク容器に係る容器保安規則第10条第3号に規定する表示の内容が、法第27条第1項第4号の保安業務の認定を受けた事業所と同じです。</p>	添付資料No.	
		リ表示			
	2	又	腐しょく防止措置	バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
		ル	転落、転倒防止措置	転落、転倒等を防止するため、スカート又はサドル等を基礎に設置します。	添付資料No.
		ヲ	基礎	基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5cm以上高いものとする。	添付資料No.
		ワ	自動車等車両接触防止措置	自動車等車両が接触しない措置を講じます。	添付資料No.
		カ	安全弁放出管	安全弁には、告示で定めるところにより、放出管を設けます。	添付資料No.
第4号	バルク容器	バルク容器は、液化石油ガスの漏えいがないものとします。	添付資料No.		
第5号	常時監視システム	<p><input type="checkbox"/>バルク容器のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続します。</p> <p><input type="checkbox"/>バルク容器を地上に設置し、かつ、次の要件に適合します。</p> <p><input type="checkbox"/>貯蔵能力150kg未満のバルク容器の外面から水平三方向の周囲1.3m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。</p> <p><input type="checkbox"/>貯蔵能力150kg以上300kg未満のバルク容器の外面から水平三方向の周囲2m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。</p> <p><input type="checkbox"/>貯蔵能力300kg以上1,000kg未満のバルク容器の外面から水平三方向の周囲4m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。</p> <p><input type="checkbox"/>貯蔵能力1,000kg以上のバルク容器の外面から幅3m以内かつ対面する二方向において10m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。</p> <p><input type="checkbox"/>規則第19条第4号に定める漏えいの有無の確認を、三月に一回以上実施します。</p>	添付資料No.		

第19条第6号	液封防止	告示で定めるところにより、バルク容器と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること	
---------	------	---	--

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第4号の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考	
第18条	第4号	供給能力	貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものとします。	添付資料No.
	第5号	バルブ、集合装置・供給管及びガス栓	バルブ・集合装置・供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しやく、割れ等の欠陥がないものとします。	添付資料No.
	第6号	バルブ、集合装置・供給管の腐しやく防止措置	バルブ・集合装置・供給管には、腐しやくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
	第7号	バルブ、集合装置・供給管の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものとします。	添付資料No.
	第8号	集合装置及び供給管の管	<p>集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用します。</p> <p>イ 充てん容器等又は貯槽と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。ロにおいて同じ。）の間に設置される管にあっては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものとします。</p> <p>ロ 調整器とガスメーターの間に設置される管にあっては0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ニ 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあっては、接続された状態で1キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格したものとします。</p>	添付資料No.

第 18 条	第 8 号 の 2	集合装置又は供給管の修理	<p>集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という）は、次に定める基準に適合するよう修理します。</p> <p>イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。</p> <p>ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスの漏えいしていないことを確認するための措置を講じます。</p> <p>ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理が終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講じます。</p>	添付資料No.
	第 10 号	漏えい試験	バルブ・集合装置・気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものとします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考	
第 18 条	第 19 号	気化装置	<p>気化装置は次の基準に適合するものとします。</p> <p>イ 気化装置は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとします。</p> <p>ロ 気化装置は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 気化装置は、直火で加熱する構造のものでないこと</p> <p>ニ 気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講じます。</p> <p>ホ 温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であって寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講じます。</p>	添付資料No.
	第 20 号	調整器	<p>調整器は次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>イ 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものとします。</p> <p>ロ 調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものとします。</p> <p>(1)調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.5 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>(2)調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、0.8 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>(1)調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2.3 KPa以上3.3 KPa以下であり、かつ、閉塞圧力は、3.5 KPa以下であることとします。</p> <p>(2)調整器（(1)に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、使用する燃焼器に適合したものとします。</p>	添付資料No.

第 18 条	第 21 号	地下室等に係る	<input type="checkbox"/> 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が300kg以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けます。 <input type="checkbox"/> 告示で定める地下室等であり、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のパルブによって液化石油ガスの供給を停止することができます。	添付資料No.
		供給管への緊急遮断装置		

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第4号の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考	
イ	バルク容器と調整器間設置管の耐圧試験	バルク容器と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間に設置される管にあつては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。	添付資料No.
ロ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器間設置管の耐圧試験	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。	添付資料No.

別様式第3-4

法第37条 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第2号(バルク貯槽)の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考	
イ	第19条第3号	バルク貯槽(ハ(1)から(8)までのものを除く。)は、高压ガス保安法第56条の4第1項で定める特定供給設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものとします。	添付資料No.	
	バルク貯槽			
ロ	保安距離	バルク貯槽はその外面から保安距離を確保します。 第1種保安物件まで____m 第2種保安物件まで____m 自社敷地内確保	添付資料No.	
	障壁 又は 地盤面下埋設	厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。 第1種保安物件まで____m 第2種保安物件まで____m	添付資料No.	
ハ	火気施設距離	貯蔵設備はその外面から火気取扱施設に対し____m以上の距離を有します。	添付資料No.	
		漏えいした液化石油ガスの流動防止措置を講じます。		
ニ	防消火設備	<input type="checkbox"/> バルク貯槽(貯蔵能力3,000kg未満)には、消火設備を設けます。 消火器 B-10(A-4)型 本(3個以上)	添付資料No.	
		<input type="checkbox"/> バルク貯槽(貯蔵能力3,000kg以上)には、防消火設備を設けます。 消火器 B-10(A-4)型 本(3個以上) 防火設備： <input type="checkbox"/> 散水設備 <input type="checkbox"/> 消火栓		
ホ	第19条第3号ハ	(1)安全弁	告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力以下に戻すことができる安全弁を設けます。	添付資料No.
		(2)液面計	告示で定めるところにより、液面計(ガラス管液面計を除く。)を設けます。	添付資料No.
		(3)過充てん防止装置	告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けます。	添付資料No.
		(4)液取入弁	告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
第 4 号	(5)ガス取出弁	告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けます。	添付資料No.
	(6)液取出弁	<input type="checkbox"/> 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けます。 <input type="checkbox"/> 当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しません。	添付資料No.
	(7)均圧弁	告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けます。	添付資料No.
	(8)ふた付き プロテクター	上記イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護します。 <input type="checkbox"/> 液面計（ガラス管液面計を除く。）、過充てん防止装置は液化石油ガスの漏えいのおそれがありません。	添付資料No.
	(9)朱書	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はL P ガス及び火気厳禁と朱書きします。	添付資料No.
	(10)表示	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に緊急連絡先を表示します。	添付資料No.
	(11)腐しよく 防止措置	バルク貯槽（当該バルク貯槽に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しよくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
	(12)腐しよく 転倒防止構造	バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けます。	添付資料No.
	バルク貯槽	バルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものとしします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
第 5 号	常時監視システム	<input type="checkbox"/> バルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続します。	添付資料No.
		<input type="checkbox"/> バルク貯槽を地上に設置し、かつ、次の要件に適合します。 <input type="checkbox"/> 貯蔵能力150kg未満のバルク貯槽の外面から水平三方向の周囲1.3m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。 <input type="checkbox"/> 貯蔵能力150kg以上300kg未満のバルク貯槽の外面から水平三方向の周囲2m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。 <input type="checkbox"/> 貯蔵能力300kg以上1,000kg未満のバルク貯槽の外面から水平三方向の周囲4m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。 <input type="checkbox"/> 貯蔵能力1,000kg以上のバルク貯槽の外面から幅3m以内かつ対面する二方向において10m以内に高さ1.5m以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないものとします。 <input type="checkbox"/> 規則第19条第4号に定める漏えいの有無の確認を、三月に一回以上実施します。	
第 6 号	バルク貯槽と調整器間での 液化石油ガス滞留防止措置	告示で定めるところにより、バルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講じます。	添付資料No.
へ 地 盤 能 力 が 3 0 0 kg 未 満 に 限 る	第 19 条 第 3 号 ニ	(1)基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5cm以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものとします。	添付資料No.
		(2)自動車等車両 接触防止措置 自動車等車両が接触しない措置を講じます。	添付資料No.
		(3)バルク貯槽の 支柱等の固定 バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定します	添付資料No.
		(4)大地と 電氣的に 接続 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続します。	添付資料No.
		(5)安全弁 放出管 安全弁には、告示で定めるところにより、放出管を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考	
ト	地盤面下に埋設するバルク貯槽 貯蔵能力が3,000kg未満に限る	(1)バルク貯槽頂部	バルク貯槽の頂部は、30cm以上地盤面から下にあります。	添付資料No.
		(2)自動車等車両乗入防止措置	バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることがないように措置を講じます。	添付資料No.
		(3)浮き上がり防止措置	告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講じます。	添付資料No.
		(4)埋設土	バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用います。	添付資料No.
		(5)ガス検知用孔あき管	バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置します。	添付資料No.
		(6)標識杭	バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置します。	添付資料No.
		(7)プロテクターのふた	プロテクターのふたは、厚さ5cm以上の不燃性の断熱材を裏当てします。	添付資料No.
チ	地盤面下に埋設するバルク貯槽 貯蔵能力が3,000kg以上に限る	(1)地盤面下埋設バルク貯槽設置方法	<p>バルク貯槽は、次の基準により、地盤面下に埋設します。</p> <p><input type="checkbox"/>バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(i),(ii)又は(iii)に掲げる措置を講じます。</p> <p><input type="checkbox"/> (i)貯槽周囲の乾燥砂詰め</p> <p><input type="checkbox"/> (ii)貯槽の水没</p> <p><input type="checkbox"/> (iii)貯槽室内の強制換気</p> <p><input type="checkbox"/>腐食防止措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じます。</p> <p>バルク貯槽の頂部は、30cm以上地盤面から下にあります。</p> <p>貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に1m以上の間隔を保ちます。</p>	添付資料No.
		(2)貯槽間距離又は水噴霧装置	<p>バルク貯槽（附属品を除く。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては300平方メートル、液化ガスにあっては3,000kg以上のものに限る。）に対し1m又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有します。</p> <p>当該貯槽に水噴霧装置を設けます。</p>	添付資料No.
		(3)バルク貯槽等の基礎	バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようにものとします。この場合において、バルク貯槽の支柱（支柱がない貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結します。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
(4)	地盤面上に設置するバルク貯槽	<input type="checkbox"/> バルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とします。	添付資料No.
		<input type="checkbox"/> 当該バルク貯槽及びその支柱にその外面から5m以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置を設けます。	
		<input type="checkbox"/> その他有効な冷却装置を設けます。	
(5)	静電気除去措置	バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講じます。	添付資料No.
(6)	耐震設計構造物等	バルク貯槽、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とします。	添付資料No.

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第3号の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考	
第18条	第4号	供給能力	貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給するものとします。	添付資料No.
	第5号	バルブ、集合装置・供給管及びガス栓	バルブ・集合装置・供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとします。	添付資料No.
	第6号	バルブ、集合装置・供給管の腐しよ防止措置	バルブ・集合装置・供給管には、腐しよくを防止する措置を講じます。	添付資料No.
	第7号	バルブ、集合装置・供給管の材料	バルブ・集合装置・供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものとします。	添付資料No. 付資料No.

第 18 条	第 8 号 の 2	集合装置又は給管の修理	<p>集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という）は、次に定める基準に適合するよう修理します。</p> <p>イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講じます。</p> <p>ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスの漏えいしていないことを確認するための措置を講じます。</p> <p>ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理が終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講じます。</p>	
	第 10 号	漏えい試験	バルブ・集合装置・気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものとします。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考
第 19 号	第 19 号	<p>気化装置は次の基準に適合するものとします。</p> <p>イ 気化装置は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものとします。</p> <p>ロ 気化装置は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 気化装置は、直火で加熱する構造のものでないこと</p> <p>ニ 気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講じます。</p> <p>ホ 温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であって寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講じます。</p>	添付資料No.
	第 20 号	調整器	<p>調整器は次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>イ 調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものとします。</p> <p>ロ 調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものとします。</p> <p>(1)調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.5 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>(2)調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、0.8 MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものとします。</p> <p>ハ 調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、次に定める基準に適合するものとします。</p> <p>(1)調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2.3 KPa以上3.3 KPa以下であり、かつ、閉塞圧力は、3.5 KPa以下であることとします。</p> <p>(2)調整器（(1)に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉塞圧力は、使用する燃焼器に適合したものとします。</p>

第 21 号	地下室等に係る 供給管への緊急 遮断装置	<input type="checkbox"/> 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が300kg以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けます。	添付資料No.
		<input type="checkbox"/> 告示で定める地下室等であり、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができます。	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第54条第4号の特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

条 項		対 応 事 項	備 考
イ	バルク容器と調整器間設置管の耐圧試験	バルク容器と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間に設置される管にあつては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。	添付資料No.
ロ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器間設置管の耐圧試験	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとします。	添付資料No.

別様式第4

法第37条の4第2項 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条の充てん設備の技術上の基準に対応する事項

条 項	対 応 事 項	備 考	
1	貯蔵設備	貯蔵設備は容器であること。	添付資料No.
2	耐圧試験	液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものとします。	添付資料No.
3	気密試験	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものとします。	添付資料No.
4	肉厚	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものとします。	添付資料No.
5	ポンプ・圧縮機	充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止を行うスイッチは、遠隔操作ができるものとします。	添付資料No.
6	発電機	充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であるものとします。	添付資料No.
7	充てんホース	充てんホースは、日本工業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとします。	添付資料No.
8	安全継手	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けます。	添付資料No.
9	カップリング用液流出防止装置	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けます。	添付資料No.
10	均圧ホース	均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは日本工業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。	添付資料No.
11	緊急遮断装置	容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けます。 <input type="checkbox"/> 容器に緊急遮断装置が設けられています。	添付資料No.
12	液封破損防止措置	前号に規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造とします。 <input type="checkbox"/> 液封が生じるおそれがある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置します。	添付資料No.
13	液面計	容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けます。	添付資料No.
14	温度計	容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けます。	添付資料No.

条 項		対 応 事 項	備 考	
15	圧力計	容器には、告示で定めるところにより、圧力計を設けます。	添付資料No.	
16	誤発進防止装置	告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けます。	添付資料No.	
17	緊急停止スイッチ	告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けます。	添付資料No.	
18	異常検知警報装置	<p>容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他付属品が収納されている操作箱（以下この号において「操作箱」という。）内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けます。</p> <p>自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けます。</p> <p>充てん中に操作箱の扉が開いた場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けます。</p>	添付資料No.	
19	使用の本拠の所在地	警戒標境界線	<p>充てん設備の使用の本拠の所在地の境界線を明示します。</p> <p>充てん設備の使用の本拠の所在地の外部の何れかの方向からも識別できるように警戒標を設置します。</p>	添付資料No.
		施設距離	<p>充てん設備の使用の本拠の所在地は、その外面から次の距離を確保します。</p> <p>第1種施設距離 1 1 = m</p> <p>第2種施設距離 1 2 = m</p>	添付資料No.
		障壁	<p>厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設け、貯蔵設備の外面から次の距離を確保します。</p> <p>第1種施設距離 1 3 = m</p> <p>第2種施設距離 1 4 = m</p>	添付資料No.
		滞留防止構造	充てん設備の使用の本拠の所在地は、液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造にします。	添付資料No.

※なお、充填設備が高圧ガス保安法の液化石油ガス保安規則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、前表の規定にかかわらず、液化石油ガス保安規則第9条第1項の基準をもって法第37条の4第2項の基準となります。

別様式第 5

1 機器一覧表 (塔・槽類)

機器 符号	機器名称	メーカー名 型 式	主要寸法(mm) (D×L、D×H)	ガス名	内容積 (m ³)	材質		使用肉厚(mm)		圧力(MPa)		温度(°C)		耐震 設計 の有無	新規 中古 の別	略号	備考
						胴	鏡	胴	鏡	設計	常用	設計	常用				

2 機器一覧表 (蒸発器類)

機器 符号	機器名称	メーカー名 型 式	主要寸法(mm)	ガス名	処理能力 (m ³ /日)	材 質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	圧力(MPa)		温度(°C)		新規 中古 の別	略 号	備 考
									設計	常用	設計	常用			

3 機器一覧表（圧縮機・ポンプ類）

機器 符号	機器名称	メーカー名 型式	原 動 機		主要寸法 (mm)	ガス名	処理能力 (m ³ /日)	材 質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	圧力(MPa)		温度(℃)		新規 中古 の別	略号	備考
			出 力	防爆性能							設計	常用	設計	常用			

4 機器一覧表（安全弁・逃し弁類）

機器 符号	機器名称	メーカー名 型 式	ガス名	呼び径 (A)	材 質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	圧力(MPa)		温度(°C)		設定 圧力 (MPa)	弁座 口径 (mm)	吹出量(kg/h)又は 吹出面積(cm ²)		新規 中古 の別	略号	備考
								設計	常用	設計	常用			公称	必要			

5 機器一覧表 (弁類)

機器 符号	機器名称	メーカー名 型式	ガス名	呼び径(A)	材 質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	圧力(MPa)		温度(°C)		新 規 中 古 の 別	略 号	備 考
								設計	常用	設計	常用			

6 機器一覧表 (配管)

ライン番号	配管名称	ガス名	呼び径(A)	材 質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	圧力(MPa)		温度(°C)		新 規 中 古 の 別	略 号	備 考
							設計	常用	設計	常用			

略号は、次のとおりとし、それぞれの略号を記載すること。

- 特 : 特定設備検査品
高圧ガス保安法第56条の3に規定するもの。
「特定設備検査合格証」が発行される。
- 指 : 指定設備検査品
保安法56条の7に規定するもの。
「指定設備認定証」が発行される。
- 認 : 大臣認定品
一般高圧ガス保安規則第6条第1項第1号等に規定する試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者が試験し、合格したもの。
「認定試験者試験等成績書」が発行される。
- 保 : 高圧ガス保安協会製造設備試験品
大臣認定品と同格品である。大臣認定品との違いは、試験者が高圧ガス保安協会であること。
「高圧ガス設備試験等成績証明書」が発行される。
(平成09・03・31立局第42号通知Ⅱの部分で、認定試験者試験と保安協会試験が同等のものとされている)
- 型 : 型式承認品
高圧ガス保安協会が、高圧ガス設備試験等規程に基づいて行う、型式承認試験に合格したもの。
その型式に対し「型式認定証」が発行される。
(現在は、LPガス用の消費型蒸発器のみ)
- 特認 : 大臣特認品
一般高圧ガス保安規則第99条に規定する経済産業大臣が認めたもの。
大臣名の「認可証」が交付される。
(備考) 特認は、省令の基準によらないが、大臣が特別に認めたものである。このほか、省令の基準は満足しているが、満足の理由が例示基準によらないものについては、高圧ガス保安協会の「事前評価書」が発行される。この「事前評価書」は(保)と同格品。
- 完 : 完成検査時受検品
上記に該当せず、完成検査時に検査を受けるもの。

なお、その他必要に応じて略号を記載し、その説明を備考の欄に記載すること。

Ⅳ 液化石油ガス設備工事届提出先一覧

※設備工事を行った施設又は建築物の所在地を管轄する市等へ提出してください

No.	名称	分署等	住所	TEL/FAX
1	宇都宮市消防局	予防課 危険物グループ (宇都宮市)	〒320-0014 宇都宮市大曾2-2-21	028-625-5507 /028-625-5509
2	足利市消防本部	予防課 (足利市)	〒326-0807 足利市大正町863	0284-41-3198 /0284-42-9920
3	栃木市消防本部	予防課 (栃木市)	〒328-0012 栃木市平柳町1-34-5	0282-22-0072 /0282-22-6766
4	佐野市消防本部	佐野市東消防署 消防第一課 救助係 (佐野市)	〒327-0844 佐野市富岡町1391	0283-23-0119 /0283-22-4447
5	鹿沼市消防本部	予防課 (鹿沼市)	〒322-0045 鹿沼市上殿町520-1	0289-63-1155 /0289-63-5520
6	日光市消防本部	予防課 (日光市)	〒321-2414 日光市豊田442-1	0288-21-0368 /0288-30-2986
7	小山市消防本部	予防課 (小山市、野木町)	〒323-0827 小山市神鳥谷1700番 地2	0285-39-6658 /0285-31-0182
8	芳賀地区 広域行政事務組合 消防本部	真岡消防署 (真岡市)	〒321-4305 真岡市荒町107-1	0285-82-3161 /0285-83-3764
		真岡消防署 真岡西分署 (真岡市)	〒321-4364 真岡市長田1974-4	0285-83-2424 /0285-84-6100
		真岡消防署 二宮分署 (旧二宮町)	〒321-4521 真岡市久下田1241-1	0285-74-0537 /0285-74-0334
		真岡消防署 益子分署 (益子町)	〒321-4217 益子町益子2698-1	0285-72-3651 /0285-72-3846
		真岡消防署 茂木分署 (茂木町)	〒321-3564 茂木町増井40-1	0285-63-0201 /0285-63-0811
		真岡消防署 芳賀分署 (芳賀町)	〒321-3304 芳賀町祖母井1064	028-677-0212 /028-677-0781
		真岡消防署 市貝分署 (市貝町)	〒321-3423 市貝町市塙1239-3	0285-67-1119 /0285-67-1190

No.	名称	分署等	住所	TEL/FAX
9	那須地区消防組合 消防本部	大田原消防署 (大田原市)	〒324-0062 大田原市中田原868 番地12	0287-28-5100 /0287-28-5109
		黒磯消防署 (旧黒磯市)	〒325-0026 那須塩原市上厚崎 138番地4	0287-62-0736 /0287-62-1447
		西那須野消防署 (旧西那須野町、旧塩原町)	〒329-2752 那須塩原市三島5丁 目1番地251	0287-36-2300 /0287-36-8642
		那須消防署 (那須町)	〒329-3215 那須郡那須町大字寺 子乙3967番地94	0287-72-1215 /0287-72-1292
10	塩谷広域行政組合 消防本部	矢板消防署 (矢板市)	〒329-2145 矢板市富田94番地1	0287-44-2511 /0287-43-3713
		塩谷消防署 (塩谷町)	〒329-2222 塩谷町大字道下1015 番地1	0287-45-0090 /0287-45-1159
		氏家消防署 (さくら市(旧氏家町))	〒329-1312 さくら市櫻野908番 地	028-682-0119 /028-682-8343
		喜連川消防署 (さくら市(旧喜連川町))	〒329-1412 さくら市喜連川794 番地2	028-686-0119 /028-686-3622
		高根沢消防署 (高根沢町)	〒329-1225 高根沢町大字石末 898番地3	028-675-1711 /028-675-2142
11	石橋地区消防組合 消防本部	石橋消防署 (下野市)	〒329-0512 下野市下石橋246-1	0285-53-6169 /0285-53-6864
		上三川消防署 (上三川町)	〒329-0611 上三川町大字上三川 4230-1	0285-56-2564 /0285-56-8012
		壬生消防署 (壬生町)	〒321-0211 壬生町大字国谷1036	0282-82-2000 /0282-82-6531
12	南那須地区 広域行政事務組合 消防本部	予防消防課 (那須烏山市、那珂川町)	〒321-0632 那須烏山市神長880- 1	0287-83-8802 /0287-83-2006

液化石油ガス法手続き関係 Q & A

Q 1 新たに液化石油ガス販売事業（保安業務、特定液化石油ガス設備工事事業も含む。）を始めたいが、何の手続きが必要か？

A 1 事業（業務）内容により、次の手続きが必要となります。

★販売事業→液化石油ガス販売事業登録申請（P 2 参照）
業務主任者等選任届（P 10 参照）

※工業用に液化石油ガスを販売する場合は、別に高圧ガス保安法による販売事業届が必要となります。

★保安業務→保安機関認定申請（P 11 参照）
保安業務規程認可申請（P 16 参照）

★特定液化石油ガス設備工事事業→特定液化石油ガス設備工事事業開始届（P 33 参照）

Q 2 販売所（事業所）の所在地を移転した。何の手続きが必要か？（個人、法人共通）

A 2 事業（業務）内容により、次の手続きが必要となります。

★販売事業者→液化石油ガス販売所等変更届（P 4 参照）

★保安機関の認定も受けている場合→保安機関変更届（P 17 参照）
保安業務規程変更認可申請（P 16 参照）

★特定液化石油ガス設備工事事業者でもある場合
→特定液化石油ガス設備工事事業変更届（P 33 参照）

Q 3 個人登録の販売事業者で、登録者である親 A から子 B に相続した場合の、子 B の手続き方法は？

A 3 事業（業務）内容により、次の手続きが必要となります。

★販売事業者→液化石油ガス販売事業承継届（P 8 参照）

★保安機関の認定も受けている場合→保安機関承継届（P 19 参照）

★特定液化石油ガス設備工事事業者でもある場合
→（A の相続人 B の名で）特定液化石油ガス設備工事事業廃止届（P 33 参照）
特定液化石油ガス設備工事事業開始届（P 33 参照）

※個人の事業譲渡、法人の事業譲渡、法人の合併等も同様に承継届等が必要となります。

Q 4 法人登録の販売事業者で、法人の代表者が変更になった場合の手続き方法は？

A 4 事業（業務）内容により、次の手続きが必要となります。

★販売事業者→液化石油ガス販売所等変更届（P 4 参照）

★保安機関の認定も受けている場合→保安機関変更届（P 17 参照）

★特定液化石油ガス設備工事事業者でもある場合
→特定液化石油ガス設備工事事業変更届（P 33 参照）

※法人の名称の変更の場合も同様に変更届等が必要です。

Q 5 販売事業者所有の貯蔵施設を廃止した（容器配送全量委託により）場合の手続き方法は？

A 5 液化石油ガス販売所等変更届（P 4 参照）が必要です。

Q 6 法人登録の販売事業者で販売所等を（既設の販売所等の外、）別に新設する場合の手続き方法は？

A 6 事業（業務）内容により、次の手続きが必要となります。

★販売事業者→液化石油ガス販売所等変更届（P 4 参照）

★保安機関の認定も受けており、保安機関の事業所も別に新設する場合

→保安機関変更届（P 17）

一般消費者等の増加認可申請（P14 参照）

保安業務規程変更認可申請（P16 参照）

★特定液化石油ガス設備工事事業者でもあり、事業所を別に新設する場合

→特定液化石油ガス設備工事事業開始届（P 33 参照）

Q 7 保安機関の保安業務区分 1 から 7 まで全て認定を受けていたが、1 と 7 の区分を削除したい。何の手続きが必要か？

A 7 次の手続きが必要となります。

・一般消費者等の数の減少届（P 15 参照）

・保安業務規程変更認可申請（P 16 参照）

Q 8 保安機関の保安業務区分 2 から 5 まで認定を受けていたが、新たに 6 の区分を追加で認定を受けたい。何の手続きが必要か？

A 8 次の手続きが必要となります。

・保安機関認定申請（P 11 参照）

・保安業務規程変更認可申請（P 16 参照）

※その他、液化石油ガス法手続き関係で不明な点がありました、県工業振興課保安担当までお問合せください。

栃木県産業労働観光部工業振興課保安担当

T E L 0 2 8 - 6 2 3 - 3 1 9 6

F A X 0 2 8 - 6 2 3 - 3 9 4 5

V 液化石油ガス法関係手数料表（栃木県手数料条例別表第一）

令和4年4月1日更新（金額単位：円）

●販売事業

項目	単位	No.	金額
販売事業者登録	1件につき	274	31,000
販売事業者登録簿謄本交付	1通につき	275	630
販売事業者登録簿閲覧請求	1回につき	276	460

●保安機関

項目	単位	No.	金額	早見表					
				①	④	⑦	②	⑤	⑧
保安業務の認定	基本額（1件につき）	277	34,000	①	40,900	④	61,600	⑦	82,300
	保安業務区分額（1区分につき）		6,900	②	47,800	⑤	68,500		
	〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕			③	54,700	⑥	75,400		
保安業務区分の認定更新	基本額（1件につき）	278	14,000	①	20,900	④	41,600	⑦	62,300
	保安業務区分額（1区分につき）		6,900	②	27,800	⑤	48,500		
	〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕			③	34,700	⑥	55,400		
一般消費者等の数の増加認可	基本額（1件につき）	279	20,000	①	26,900	④	47,600	⑦	68,300
	保安業務区分額（1区分につき）		6,900	②	33,800	⑤	54,500		
	〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕			③	40,700	⑥	61,400		

●販売事業者認定

項目	単位	No.	金額
液化石油ガス販売事業者認定	販売契約一般消費者用の数		
	1,000戸未満	280-1	55,000
	1,000戸以上～10,000戸未満	280-2	80,000
	10,000戸以上	280-3	98,000

●貯蔵施設等

項目	単位	No.	金額
貯蔵施設等の設置許可	貯蔵施設・特定供給設備数1件につき	281	21,000
貯蔵施設等の変更許可	変更施設・設備数1件につき	282	15,000
貯蔵施設等設置の完成検査	貯蔵施設・特定供給設備数1件につき	283	31,000
	〃（保安法合格施設）	283	5,800
	変更施設・設備数1件につき	284	24,000
	〃（保安法合格施設）	284	5,800

●充てん設備

項目	単位	No.	金額
充てん設備の許可	充てん設備数1件につき	285	28,000
充てん設備の変更許可	変更充てん設備数1件につき	286	17,000
充てん設備の完成検査	充てん設備数1件につき	287	36,000
	変更充てん設備数1件につき	288	27,000
充てん設備の保安検査	充てん設備数1件につき	289	27,000

●液化石油ガス設備士

項目	単位	No.	金額
液化石油ガス設備士免状	交付	290	3,300
	再交付	291	2,300
	書換え	292	1,200

VI 関係団体

◎高圧ガス保安協会

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13(ヒューリック神谷町ビル)

TEL 03-3436-6100

◎一般社団法人栃木県LPガス協会

〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21 (栃木県ガス会館)

TEL 028-689-5200

FAX 028-661-3309

◎高圧ガス保安協会栃木県液化石油ガス教育事務所

同上

◎一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会

〒321-0921 宇都宮市瑞穂3丁目2番地2

TEL 028-666-6806

FAX 028-666-6807

◎高圧ガス保安協会栃木県CE検査事務所

同上

◎一般社団法人栃木県冷凍空調工業会

〒320-0852 宇都宮市下砥上町1496-1

TEL 028-658-7756

FAX 028-645-8821

◎高圧ガス保安協会栃木県冷凍教育検査事務所

同上